

雇児発0331第47号
平成29年3月31日
(改正経過)
子発0720第7号
平成30年7月20日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)について

従来、児童福祉法（昭和22年法律第164号）においては、あらゆる子ども家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、すべての子どもの権利を擁護するために、子どもと家庭への支援を行うに当たっては、本来子どもとその家庭に最も身近な基礎自治体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）がその責務を負うことが望ましいと考えられるようになった。一方、児童相談所は、児童虐待相談対応件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められ、市町村を中心として、多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、平成16年の児童福祉法改正により、平成17年4月から、子ども家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され、市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもやその家庭に最も効果的な支援を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「子ども家庭支援」という。）となった。

さらに、平成28年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、すべての子どもが健全に育成されるよう、児童の権利に関する条約に基づき、子ども虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制の強化、代替を含めた家庭での養育の原則等の措置を講ずることが盛り込まれた。

このうち、児童福祉法の理念規定は、昭和22年の制定当時から見直されておらず、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること等が明確でなかったため、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを総則の冒頭（第1条）に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体がそれぞれこれを支える形で、児童福祉が保障される旨が明確化された。

市町村における子ども家庭支援は、こうした理念に基づき、常に子どもの安心・安全の確保を念頭に置くことはもちろんのこと、子どもの最善の利益を優先して考慮し、行われ

ることが必要である。その実施に当たっては、市町村が中心となって、子どもの権利を守るための責務を果たしていくことが重要であるため、都道府県（児童相談所など）、その他の関係機関と緊密な連携を図ることなくしては、十分な支援は期待しえないことに留意し、都道府県（児童相談所）との関係ではあくまでも対等な協働関係を基本としつつ、その上で、他の関係機関との連携及び役割分担について具体的項目を明示的に確認し合って支援を継続的に行っていくことが重要である。

また、子ども家庭相談については、子どもに対する支援だけではなく、子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者ごと支える視点が不可欠であり、その観点から、保護者に対する助言、指導等を行い寄り添い続ける支援が必要となる。

このため、各市町村において、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般が適切に実施されるよう、今般、「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）を別添のとおり新たに策定したので、本指針（ガイドライン）を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に子ども家庭支援が実施されるよう、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図られたい。

また、「市町村児童家庭相談援助指針」（平成 17 年 2 月 14 日付け雇児発 0214002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）

（目次）

第1章 市町村における子ども家庭支援の基本	6
第1節 児童福祉法の理念及び子ども家庭支援	6
1. 児童福祉法の理念	
2. 児童の権利に関する条約と子ども家庭支援のあり方	
第2節 市町村における子ども家庭支援の基本	9
1. 基本的考え方	
2. 市町村に求められる機能	
3. 市町村と都道府県の協働・連携・役割分担の基本的考え方	
第3節 市町村における子ども家庭支援に求められる専門性	17
1. 基本的考え方	
2. 子ども家庭相談	
3. 子ども虐待対応	
4. ネットワークにおける支援	
第4節 市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備	20
1. 支援拠点の設置趣旨	
2. 支援拠点の実施主体	
第5節 要保護児童対策地域協議会の役割・機能	21
1. 要保護児童対策地域協議会とは	
2. 要保護児童対策地域協議会の意義	
第2章 子ども家庭支援における市町村（支援拠点）の具体的な業務	23
第1節 支援対象	23
第2節 子ども家庭支援全般に係る業務	24
1. 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援	
2. 子ども家庭支援全般に係る業務	
第3節 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務	29
1. 子ども家庭相談の流れ	
2. 相談・通告の受付	
3. 相談・通告直後の対応	
4. 受理会議（緊急受理会議）	
5. 調査	
6. アセスメント	
7. 支援計画の作成等	
8. 支援及び指導等	
9. 児童記録票の作成	
10. 支援の終結	

11. 転居への対応	
第4節 特定妊婦の把握と支援	49
1. 特定妊婦の把握	
2. 特定妊婦への支援の留意点	
3. 特定妊婦への具体的な支援	
4. 医療機関との連携	
第5節 関係機関との連絡調整	54
1. 関係機関との連携の重要性	
2. 要保護児童対策地域協議会の活用	
3. 児童相談所との協働、連携の必要性	
4. 他関係機関、地域における各種協議会等との連携	
第6節 その他の必要な支援	57
1. 一時保護又は施設入所等の措置解除前後の支援（アフターケア）	
2. 里親、養子縁組家庭への支援	
3. 「居住実態が把握できない児童」への対応	
第3章 相談種別ごとの対応のあり方	63
第1節 保健相談	63
1. 妊娠期より発生する相談	
2. 出産直後より発生する相談	
3. 子育て期の相談	
4. 乳児家庭全戸訪問事業における継続訪問事例と教育委員会等との連携	
第2節 育成相談	64
1. 子育て相談（育児・しつけ相談）	
2. 不登校	
3. ひきこもり	
4. いじめ	
第3節 障害相談	66
1. 障害児の定義・支援内容	
2. 障害相談の考え方と支援のあり方	
3. 障害のある保護者への支援	
第4節 養護相談	68
第5節 非行相談	69
1. 非行相談の分類	
2. 非行問題の理解	
第4章 都道府県（児童相談所）との関係	72
第1節 児童相談所の概要	72
1. 所掌事務	
2. 設置状況	

3. 職員配置	
第2節 市町村と都道府県（児童相談所）の協働・連携・役割分担	73
1. 児童相談所への送致	
2. 児童相談所長（都道府県知事）への通知	
3. 都道府県（児童相談所）からの送致及び通知	
4. 都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けて行う指導の実施	
5. 保育の利用等	
6. 障害児への支援	
7. 子ども・子育て支援事業	
8. 乳幼児健康診査	
第3節 事案送致への対応	75
1. 市町村から都道府県（児童相談所）への事案送致	
2. 都道府県（児童相談所）から市町村への事案送致	
第4節 児童虐待による児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールの活用	76
1. 総合的な観点からのアセスメントの実施	
2. 十分な説明と見通しの提示	
第5節 都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けての対応	77
1. 市町村による支援等を行うことが考えられる具体的な事例	
2. 市町村により支援等を行う上で留意する事項	
第6節 児童福祉審議会における子どもの権利擁護	79
第7節 都道府県（児童相談所）の支援	79
第5章 関係機関等との連携	81
第1節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係	81
1. 福祉事務所の概要	
2. 家庭児童相談室の概要	
3. 連携の内容とあり方	
第2節 子育て世代包括支援センターとの関係	82
1. 子育て世代包括支援センターの概要	
2. 連携の内容とあり方	
第3節 学校、教育委員会等との関係	83
1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係	
2. 教育委員会等との関係	
第4節 保育所、幼保連携型認定こども園との関係	85
第5節 保健所、市町村保健センターとの関係	86
1. 保健所の概要	
2. 市町村保健センターの概要	
3. 連携の内容とあり方	
第6節 子ども・子育て支援事業との関係	89

1. 地域子ども・子育て支援事業の概要	
2. 連携の内容とあり方	
第7節 民生委員・児童委員（主任児童委員）との関係	91
1. 民生委員・児童委員の概要	
2. 主任児童委員の概要	
3. 連携の内容とあり方	
第8節 児童家庭支援センターとの関係	92
1. 児童家庭支援センターの概要	
2. 児童家庭支援センターの業務	
3. 連携の内容とあり方	
第9節 障害児支援実施事業所等、発達障害者支援センター等との関係	92
1. 障害児支援実施事業所等との関係	
2. 発達障害者支援センターとの関係	
3. 知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所との関係	
4. 支援拠点及び要保護児童対策地域協議会との関係	
5. 障害のある保護者への支援	
第10節 児童福祉施設（保育所、児童家庭支援センター等を除く。）との関係	97
1. 助産及び母子保護の実施	
2. 児童福祉施設における支援業務	
3. 児童福祉施設に関する状況の把握	
第11節 里親、養子縁組家庭との関係	97
1. 里親の概要	
2. 養子縁組家庭の概要	
3. 連携の内容とあり方	
第12節 自立援助ホームとの関係	99
1. 自立援助ホームの概要	
2. 連携の内容とあり方	
第13節 子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーションとの関係	99
1. 子ども・若者総合相談センターの概要	
2. 地域若者サポートステーションの概要	
3. 連携の内容とあり方	
第14節 警察等との関係	100
1. 警察の業務及び市町村（支援拠点）との関係	
2. 要保護児童（虐待を受けたと思われる子どもを含む。）への対応	
3. 非行少年への対応	
4. いじめ問題への対応	
5. 「居住実態が把握できない児童」への対応	
第15節 医療機関との関係	103
第16節 婦人相談所との関係	105

第 17 節 配偶者暴力相談支援センターとの関係	106
1. 配偶者暴力相談支援センターの概要	
2. 連携の内容とあり方	
第 18 節 法務局、人権擁護委員との関係	106
第 19 節 民間団体との関係	107
第 20 節 公共職業安定所との関係	108
第 21 節 社会福祉協議会との関係	108
第 22 節 庁内の関係部局との関係	108
第 6 章 子ども家庭支援における市町村（支援拠点）の体制	108
第 1 節 支援拠点の類型	108
第 2 節 職員配置等	109
1. 主な職員	
2. 主な職務、資格等	
3. 配置人員等	
第 3 節 人材の確保・育成	110
1. 必要な職員の確保	
2. 人材育成	
第 7 章 子ども家庭支援における市町村（支援拠点）の設備、器具、統計、検証	112
第 1 節 設備等	112
第 2 節 器具等	112
第 3 節 統計	112
1. 福祉行政報告例	
2. その他	
第 4 節 死亡事例等の検証	112
1. 検証の目的	
2. 検証対象の範囲	
3. 再発防止のための検証の確実な実施	
4. 検証に関する会議の開催	
5. 検証報告の積極的な活用	

第1章 市町村における子ども家庭支援の基本

第1節 児童福祉法の理念及び市町村の子ども家庭支援

1. 児童福祉法の理念

昭和 22 年に制定された児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）は、それまでの子ども政策を一貫して支配してきた要保護児童の保護のみを問題とする思想に終止符をうち、次代の社会の担い手たる子ども一般の健全な育成、すべての子どもの福祉の積極的な増進を基本精神とする子どもについての根本的総合的法律であり、日本にとってかつて例をみない画期的な社会立法であった。

また、昭和 26 年には、子どもの権利を守るための憲章として、「児童憲章」が制定され、国民の子どもに寄せる期待と理想、高い道徳的規範が示されるとともに、平成 6 年には、子どもの人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定した「児童の権利に関する条約」が批准された。

その後、児童福祉法は幾度となく改正されたが、平成 16 年の児童福祉法改正により、平成 17 年 4 月から、子ども家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され、市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な支援を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「子ども家庭支援」という。）となった。さらに、平成 28 年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。）において、すべての子どもが健全に育成されるよう、児童の権利に関する条約に基づき、子ども虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村（特別区を含む。）及び児童相談所の体制の強化、代替を含めた家庭での養育の原則等の措置を講ずることが盛り込まれた（平成 28 年 6 月 3 日（公布日）、同年 10 月 1 日及び平成 29 年 4 月 1 日施行）。

このうち、児童福祉法の理念規定は、昭和 22 年の制定当時から見直されておらず、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること等が明確でなかったため、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを総則の冒頭（第 1 条）に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体がそれぞれこれを支える形で、児童福祉が保障される旨が明確化された。

子どもの福祉を保障するための原理について、次のように規定された（児童福祉法第 1 条及び第 2 条、平成 28 年 6 月 3 日（公布日）施行）。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

また、平成 28 年児童福祉法等改正法では、家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要である旨が法律に明記された。

さらに、子ども虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合には現状では児童養護施設等の施設での養育が中心となっているが、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託など家庭環境での養育を推進するため、「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される」ことが原則である旨が法律に明記された。また、専門的なケアを要するなど里親等への委託が適当でない場合には施設において養育することとなるが、その場合においても、できる限り小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）において養育されるよう必要な措置を講じなければならない旨も法律に明記された。

家庭と同様の環境における養育の推進について、次のように規定された（児童福祉法第3条の2、平成 28 年 6 月 3 日（公布日）施行）。

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当ではない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

※ 「家庭」とは実父母や親族等を養育者とする環境を、「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を、「良好な家庭環境」とは施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）

2. 児童の権利に関する条約と子ども家庭支援のあり方

前述のように平成 28 年児童福祉法等改正法では、第 1 条において、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」子どもが権利主体であることが明記され、児童福祉法の理念が明確にされた。この「児童の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）」

は、日本が批准を行っている国際条約の一つで、18歳未満のすべての者の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として平成元（1989）年秋の国連総会において全会一致で採択された。日本は、翌平成2（1990）年に権利条約に署名し、平成6（1994）年に批准を行っている。権利条約は、前文と全54条から構成されており、国際人権規約（昭和41（1966）年に国連総会で採択された国際条約で、日本は昭和54（1979）年に批准）において定められている権利を子どもについて敷衍し、子どもの人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項が規定され、「締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる（第4条）」とされている。子ども家庭支援のあり方と関連して、以下の理解が重要である。

第一に、子どもの権利は、普遍的な人権の一環として位置づくこと（条約前文）である。したがって、子どもは保護の対象にとどまらず、意思を尊重されるべき権利の主体と考えられている。例えば、権利条約では、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する（第12条）」という意見表明権の規定があるが、このように通常の市民が持つ権利を子どもに敷衍している点が重要である。この考え方を背景に、平成28年児童福祉法等改正法では、第2条において、子どもの意見が尊重されるべきことが明記された。

第二に、権利条約に定める子どもの権利は、大きく「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」にわたっていることである。平成28年児童福祉法等改正法において、第1条に定められた子どもが有する権利は、それぞれ、生きる、守られる、育つ、参加するという観点から理解され、具体的な支援のあり方が構想されるべきである。

第三に、平成28年児童福祉法等改正法において明記されたように、子どもの「最善の利益」が優先されるべきことである。権利条約には、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮される（原文では「優先して考慮される」）ものとする（第3条）」と規定されている。この点は、子ども家庭福祉の関係者が制度設計・運用、個別的支援に係わる判断や合意形成を行う際の原則として、理解される必要がある。

第四に、子どもの養育・発達に関する父母・法定保護者の一次的責任と、その責任を遂行するための公的支援の必要性についてである。権利条約第18条には、「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する（第1項）」とした上で、「締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適切な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務（原文では「サービス」）の提供の発展を確保する（第2項）」と規定し、子どもの権利を保障するために父母・法定保護者に公的支援が必要であることを明示している。平成28年児童福祉法等改正法においては、第2条第2項において保護者の第一義的責任、同条第3項で国及び地方公共団体の児童育成の責任を規定したうえで、第

3条の2において「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない」と規定し、子どもの権利の観点から保護者支援が必要であることを明確にしている。

第五に、家庭養育の原則である。権利条約には、前文において「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め」、家庭養育を原則としている。その上で、「一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第20条）」と、子どもの最善の利益に即して代替的養育を受ける権利を規定している。前文の趣旨からは、代替的養育は家庭環境に近いものとして設定されるべきである。この具体像は「児童の代替的養護に関する指針（平成21（2009）年国連総会採択）」に示されているが、この指針は「児童の権利条約」の「実施を強化する」ためのものであることが、指針の前文に示されている。平成28年児童福祉法等改正法においては、第3条の2に、代替的養育が家庭における養育環境と同様の養育環境として提供されること、それが適当でない場合はできる限り良好な家庭環境が提供されるよう必要な措置が講じられなければならないことが明記された。

これを踏まえ、子ども家庭支援の実施に当たっては、市町村が中心となって、子どもの権利を守るための責務を果たしていくことが重要であり、都道府県（児童相談所など）、その他の関係機関が連携を図ることも求められる。これら機関の緊密な連携なくしては、十分な活動は期待しえないからである。なお、抽象的な連携や役割分担の強調ではなく、関係機関が、この連携及び役割分担について具体的な項目を明示的に確認し合って支援を継続していくことが重要である。

また、子ども家庭相談については、子どもに対する支援だけではなく、子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者ごと支える視点が不可欠であり、その観点から、保護者に対する助言、指導等を行い、寄り添い続ける支援が必要となる。

第2節 市町村における子ども家庭支援の基本

1. 基本的考え方

(1) 従来、児童福祉法においては、あらゆる子ども家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、すべての子どもの権利を擁護するために、子どもと家庭への支援を行うに当たっては、本来子どもと家庭に最も身近な基礎自治体である市町村がその責務を負うことが望ましいと考えられるようになった。一方、児童相談所は、児童虐待相談対応件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められ、市町村を中心として、多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。

(2) こうした状況を踏まえ、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成15年法律第121号。以下「平成15年児童福祉法改正法」という。）により市町村が子育て支援事業を実施することとされたとともに、「児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）により、平成

17年4月から、

- ① 子ども家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を求めつつ、
- ② 都道府県（児童相談所）の役割を、専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町村の後方支援に重点化し、
- ③ さらに保護者に対する指導に家庭裁判所が関与する仕組みを導入するなど司法関与の強化を行う

等の措置を講じ、子ども家庭相談に関わる主体を増加させるとともに、その役割を明確化することにより、全体として地域における子ども家庭相談体制の充実を図ることとされた。

- (3) しかしながら、子どもの権利を守るための市町村、都道府県、国の役割・責務については、様々な規定に分散し、必ずしも明確でなかったため、子どもの福祉を保障するための自らの役割・責務を十分に認識し、円滑かつ効果的にその事務を遂行できるよう、平成28年児童福祉法等改正法において、児童福祉法の総則に明確に規定された。

市町村、都道府県、国の役割と責務については、次のように規定された（児童福祉法第3条の3第1～3項、平成28年6月3日（公布日）施行）。

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

- ② 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適切かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。
- ③ 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適切かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- (4) 子どもの権利を守るための市町村の役割・責務に基づき、市町村が行う業務については、次のように規定された（児童福祉法第10条第1項各号）。なお、子ども及び妊産婦に関する家庭等への支援（児童福祉法第10条第1項第4号）については、平成28年児童福祉法等改正法により新設されたが、市町村において従来行っていた業務を明確化したものである（平成28年6月3日（公布日）施行）。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならぬ。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

また、最も重大な権利侵害である虐待による子どもの死亡事例については、子ども虐待による死亡事例等の検証結果等の第12次報告（平成26年度）において、0歳児の割合が約6割を占めているが、背景として、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題等があると考えられ、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未発行である、妊婦健診が未受診であるといった妊婦については、市町村で状況を把握できない場合があるが、地域を基盤とする市町村だからできることは数多く残されている。

これらの課題に対応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、支援を要する妊婦等に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、こうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。このため、平成28年児童福祉法等改正法において、支援を要する妊婦、子ども、及びその保護者に日頃から接する機会の多い、医療機関、児童福祉施設、学校等が、これらの妊婦等を把握した場合には、その情報を市町村に提供するよう努めることとされ、次のように規定された（児童福祉法第21条の10の5第1項及び第2項、平成28年10月1日施行）。なお、条文にも明記されているように、情報の提供が守秘義務等に反しないことについては、当該関係機関の所属職員等に対し周知徹底して、必要な情報をつないでいくことが必要である。

ここで、歯科医師については、「その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

※「要支援児童等」とは、以下の特定妊婦及び要支援児童を指す。

○特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必

要と認められる妊婦

(例：若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)

○要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。）

(例：子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭等の児童)

市町村は、上記規定に基づき、医療機関、児童福祉施設、学校等から支援を要する妊婦等に係る情報について提供を受けた場合も、常に子どもの安全の確保を念頭に置くとともに、子どもの最善の利益を優先して考慮し、適切かつ迅速に対応することが重要である。

さらに、市町村は要保護児童の通告先となっている（児童福祉法第25条第1項）ことを地域の関係機関に周知し、情報を収集し、中核機関としての役割を果たしていくことが求められる。

(5) 他方、都道府県の役割・責務に基づき、都道府県が行う業務については、次のように規定されている（児童福祉法第11条第1項各号）。

なお、子ども及び妊産婦に関する家庭等への支援（児童福祉法第11条第1項第3号）については、平成28年児童福祉法等改正法により新設されたが、都道府県において従来行っていた業務を明確化したものである（平成28年6月3日（公布日）施行）。この都道府県の役割について都道府県が認識すること及びその役割を果たすべきことを都道府県に隨時求めていくのも市町村の重要な役割である。

第十一條 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならぬ。

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応

が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

また、児童相談所は、子どもの福祉に関し、上記の都道府県の業務のうち、主として第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号口からホまで及び第3号に掲げる業務を行うものとされている（児童福祉法第12条第2項）。

2. 市町村に求められる機能

（1）拠点づくりとコミュニティを基盤にしたソーシャルワークの展開

平成28年児童福祉法等改正法により、市町村には、児童福祉法第10条の2に基づき、子ども等に対する必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。））を整備することが努力義務とされた。法律で明記されることにより、これまで以上に、支援拠点としての人的・質的な体制の強化が求められることになる。

市町村には、様々な相談が寄せられるが、育児の不安に対する相談から、子どもの命に関わる緊急で重篤な相談まで、多種多様な相談に対して、住民に一番身近な公的機関としての敷居の低さが求められる。誰もが気軽に相談、支援を求められる工夫や雰囲気作りも重要である。ただし、常に子どもの権利を意識した対応が必要となる。

（2）子ども家庭支援員等及び組織としてのレベルアップ

支援拠点において子どもの権利を守るために、子ども家庭支援員等一人ひとりが相談に対する支援スキルを向上させるのみならず、組織としての能力の向上が求められ、福祉的側面、心理的側面、医療的側面、法的側面等様々な専門的知見を蓄積していく必要がある。

また、個々の相談に対する支援スキルの向上が必要である一方で、子ども家庭支援員等が一人で抱え込まないよう、職員同士や、管理職を含めた組織内の体制整備を図る必要がある。

（3）資源をつなぐ役割等

市町村の強みの一つとして、その地域で子育てに係る活動を行っている団体や子ども食堂等の居場所づくりをしている団体、民生委員・児童委員（主任児童委員）等様々な地域活動をつなげる役割を果たせることがある。それに加えて、乳幼児が集う居場所としての市町村保健センター、地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、小学校、中学校等の発達段階に応じた機関を有していることである。要支援児童や要保護児童を発見しやすく、また発見した場合にいくつかの機関を結び付けて支援を複合的に行うことができる。市町村には、そのコーディネーターとしての機能を果たすことが求められている。

具体的には、第一に、発達の段階に応じた縦糸としての継続的な支援、すなわち妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターを整備し、運営していく機能が求められる。第二に、地域における横糸としての子育てに係る地域の保育所、学校、児童館、医療機関、警察、児童相談所等の様々な機

関を結び付けるネットワークの構築を行い、かつ、そのネットワークの中核として支援を動的につなぐ要保護児童対策地域協議会を運営していく機能が求められる。

(4) 地域づくり

市町村には、既存の社会資源を活用するだけでなく、必要なネットワークの構築を行う過程において、地域に展開する子育て支援資源の育成や、当該市町村において整備されていない必要な社会資源の開発、子どもの権利を守る地域文化や地域で子どもを育てる文化の醸成なども行っていくことが求められる。

常に子どもやその家庭の状況等が変遷していく中で、一人ひとりの健康状態、心理状態等に対して、地域全体で支える機能を果たしていくこと、子どもの命と権利を守りながら、そのための地域づくりを市町村に求めたのが平成28年児童福祉法等改正法である。このことを十分認識した上で、市町村の体制づくりを進めていく必要がある。

(5) 常に生活の場であること

市町村は、子どもの生活拠点としての機能を有している。仮に、一時保護がなされ一時的に地域から離れた後も、解除後には再び戻る可能性がある生活の場であるとともに、自立後に、働き生活していく場でもある。その生活し続ける場としての関わりをどのようにしていくか、市町村には、支え続ける機能を果たすことが求められる。

3. 市町村と都道府県の協働・連携・役割分担の基本的考え方

平成12年の地方分権一括法施行以来、市町村と都道府県の関係は、上下関係、指揮命令関係はないことをそれぞれが再度認識し、所掌事務・範囲を異にした対等な関係にあることを市町村の職員が十分理解することが重要であり、子どもの権利を守るためにの子ども家庭支援における協働・連携・役割分担の前提となる考え方である。市町村は、支援に当たって主体的に対応していくことが求められ、都道府県との関係はあくまでも対等な協働関係を基本としつつ、その上で、所掌事務や権限の面で他の関係機関との連携や役割分担を積極的に行っていく必要がある。

こうした基本的な考え方を基にしつつ、協働・連携・役割分担が必要となる具体的場面として4点考えられる。

(1) 市町村は、

① 第10条第1項第3号に掲げる業務（子ども家庭相談に応ずること、必要な調査及び指導を行うこと等の業務）のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならず（児童福祉法第10条第2項）、

② 当該業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない（児童福祉法第10条第3項）こととされている。

他方、都道府県知事は、上記条文の表裏の関係にある問題として、市町村からの援助・助言・判定等の求めに対しては迅速に応える義務がある。それに加えて、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があ

ると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができることとされている（児童福祉法第11条第2項）。

(2) このように、児童福祉法においては、その理念である子どもの権利の保障のために、都道府県と市町村の間で適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、特に市町村に対しては、現在、市町村において実施されている母子保健サービスや一般の子育て支援サービス、障害児支援施策等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を含め、すべての子どもに対する積極的な取組を行うとの役割を課し、責務としている。

具体的には、市町村は、基礎的な地方公共団体として、子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、

- ① 常に母子保健、教育等とも連携しながら、当該市町村に在住する子どもの情報を得るために努め、子どもの福祉の向上に努める必要がある
- ② 市町村において子どもの権利を守る文化を醸成する必要がある
- ③ 妊娠期（胎児期）から子どもが自立するまでの切れ目のない支援を行うことが求められる
- ④ 保健、教育、医療、警察、司法等と連携を密にして、連携においても切れ目のない支援を行う
- ⑤ 住民等からの通告や相談又は乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や新生児訪問指導により把握した支援が必要な子どもや家庭に関しては、子どもの安全のアセスメントとニーズアセスメントを行い、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断されるケースについては、市町村が中心となって対応する
- ⑥ 市町村（支援拠点）が通告や相談を受けた段階で、子どもの安全が脅かされている危機状態と考えられる場合には遅滞なく児童相談所に連絡する。それ以外の場合には、子どもの安全やリスク及びニーズを判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断されるケースについては、児童相談所に送致する等の連携を行う
- ⑦ また、子どもの心身の安全が脅かされる状態に至る可能性はあるものの、親子分離をせずに在宅での支援が適当と考えられる場合は、市町村が中心となり、要保護児童対策地域協議会等で様々な機関と連携しながら、後述の支援計画を作成して、支援を行う
- ⑧ 里親委託を解除した後や施設を退所した後に子どもが安定した生活を継続できるよう、児童相談所とも連携しながら、相談や定期的な訪問等を行い、子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る
- ⑨ 市町村（支援拠点）は、常に子どもが安全であるかを確認し、子どもの安全が脅かされている状態が生じた場合には、状況に応じた児童相談所との連携を行う
- ⑩ 妊婦への支援は市町村が中心となって行うが、配偶者間暴力やその他の暴力被害、ストーカー被害、自傷や自死、精神的混乱などの危険がある時には、状

況に応じて、警察、精神保健等との連携が必要であり、都道府県の精神保健福祉センターとの連携も視野に入れる必要がある

など、地域資源をつなげて自ら対応可能と考えられるケースへの対応や、重篤なケースに関する窓口、自ら対応してきたケースについて行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合や都道府県の機関の技能の活用が必要と考えられる場合は、児童相談所やその他の都道府県の機関と連携し、進行管理を担うことが求められる。

(3) 他方、都道府県は、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、こうした市町村相互間の連絡調整や情報提供を随時行うとともに、市町村の力を高めるための市町村職員に対する研修の実施や協力等の必要な援助を行う。特に、児童相談所においては、

- ① 個別のケースに関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の必要性の判断も含め、子ども家庭相談への市町村の対応について（専門的判定や経験則上の知見を踏まえた）技術的援助や助言を行うとともに、
- ② 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難なケースの送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う。この場合にも、当該市町村に状況を説明しつつ、協働・連携できる部分について情報交換と見立ての共有等を行う
- ③ 里親委託を解除した後や施設を退所した後に子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの専門的な知識及び技術を必要とする援助を行う

ことが求められる。この援助を行う際にも、事前に市町村に説明を行うとともに関係者間での協議を行い、その後里親委託を解除又は施設を退所した子どもが地域で相談ができるようにしておくことが必要である。

また、児童相談所が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を探るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少くない実態があり、市町村が、身近な場所で、子どもや保護者に寄り添って継続的に支援し、子ども虐待の発生を防止することが重要であるため、平成28年児童福祉法等改正法により、市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、児童相談所長による指導措置について、市町村に委託して指導させることができることとされた（児童福祉法第26条第1項第2号及び同法第27条第1項2号、平成28年6月3日（公布日）施行。第2章第3節9(1)③を参照。）。なお、運用に当たっては、状況の変化等により緊急時の対応が必要となることも想定して、事前に都道府県（児童相談所）と十分に協議を行い、子どもや保護者等への支援計画を立てる必要がある。

(4) 都道府県（児童相談所）と市町村の協働・連携・役割分担の基本的考え方は以上のとおりであるが、子ども家庭相談に関して「専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要」と判断する具体的な基準については、市町

村や都道府県の子ども家庭相談体制にもよるため、当面、上記の考え方を踏まえつつ、自ら対応することが困難であると市町村が判断したケースについては、児童相談所が中心となって対応することを基本に、都道府県（児童相談所）と市町村の協働・連携・役割分担の具体的なあり方について十分調整を図り、方針・役割分担の記録は残しておき、組織として、担当者として共有を図り、変更が生じるたびに改訂を加えていくなど、子ども家庭相談への対応に万全を期すことが必要である。なお、以上を踏まえ、市町村と児童相談所における子ども家庭支援の系統図を示すとおおむね別添1のとおりである。

第3節 市町村における子ども家庭支援に求められる専門性

1. 基本的考え方

(1) 子どもの最善の利益の尊重・子どもの安全の確保の徹底

市町村における子ども家庭支援は、すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障され、その持てる力を最大限に發揮することができるよう子ども及びその家庭を支援すること（児童福祉法第1条）を目的とし、常に子どもの安全の確保を念頭に置くことはもちろんのこと、子どもの最善の利益を優先して考慮し、行われることが必要である。

特に、虐待相談などでは、子どものニーズと保護者の意向とが一致しない場合も少なくないが、このような場合には、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、保護者の意向にとらわれ過ぎることなく、子どもにとってどのような支援を行うことが最も望ましいかを判断基準とすべきである。

(2) 子ども及びその保護者の参加の促進

支援計画の作成及び支援の実行は、子ども及びその保護者との協働関係を構築すること、子ども及びその保護者自身の自己肯定感と問題対応能力を高めること、子ども及びその保護者の「強み」を知り生かすこと等を促進するため、可能な限り子ども及びその保護者の参加が可能になるようになされることが重要である。

(3) 保護者の養育責任の尊重と市町村の支援義務

市町村は、子どもの保護者が子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任（養育責任）を負うこと、子どもの保護者とともに、子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負う（児童福祉法第2条第2項及び第3項）ことを十分自覚する必要がある。例えば、保護者自身に心身の疾病がある場合は、その日常生活維持のために必要な支援を適切に行い、同時にその保護者が子どもに対する養育責任を果たすために必要な支援を常に考え、提供することが求められる。

(4) 基礎自治体としての責務

市町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施等その他この法律に基づく子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない（児童福祉法第3条の3）。

(5) 秘密の保持

子ども家庭支援に携わる職員は、相談に関し知り得た情報については、正当な理

由がない限り、これを漏らしてはならない（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条）。守秘義務については、法的根拠によるばかりではなく、信頼関係を基本とする支援に携わる者の倫理的義務でもある。支援を委託する際にも、委託先に守秘義務の徹底を行う必要がある。

また、通告・送致してきた関係者からの調査、あるいは市町村からの協力依頼に伴う情報提供に当たっては、子どもの最善の利益や子ども家庭支援への支障などに配慮し、可能な限り、子どもや保護者に対して十分に説明し、了解を得ておくことが望ましい。

(6) 家庭全体の問題としての把握

子ども虐待、非行などの問題が生じる家庭は、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、経済状況、養育者の心身の状態、子どもの特性など、種々な背景を持っている場合が多いという理解が大切であり、子ども家庭相談に当たっては、家庭全体の問題としてとらえることが重要である。

(7) 切れ目のない支援

支援に当たっては、切れ目のない一貫した支援を提供する必要がある。特に、特定妊婦については、出産後に必要な福祉施策に適切につなげられるよう、妊娠中から積極的なアプローチが必要である。

(8) 職員としての到達目標

子ども家庭支援に携わる職員は、子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを実践し、その一環として関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整をすることができるよう研鑽しなければならない（要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の調整担当者（市町村職員）の研修到達目標（別添 2 参照））。

なお、調整機関の調整担当者研修に関する具体的な内容については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 16 号）を参照されたい。

2. 子ども家庭相談

市町村は、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握、必要な情報の提供、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと、その他子どもと家庭への必要な支援を行う業務（児童福祉法第 10 条）を担うため、子ども家庭支援に携わる職員は、以下のようないくつかの専門性が必要である。

(1) 知識

- ・ 子どもの心身の発達段階に応じた発達課題と現れやすい状態像
- ・ 妊娠期、乳幼児期、学齢期、学校卒業後の自立期に関する法制度や管轄内外、及び近隣地域で利用できる制度やサービス、各種施設、医療機関等の社会資源
- ・ 専門的な支援や治療が必要とされた場合に、適切に対応できる社会資源

(2) 技術

- ・ 子どもや保護者、その他の相談者（以下この節では「相談者」とする）と信頼関係を築き、主訴の内容と具体的な状況、願いなどを過不足なく聞き取る

- ・子どもの発達に応じたコミュニケーションを通して聞き取る
- ・不安を抱えたり混乱した相談者を安心させ、冷静に対応策と一緒に考えていく
- ・相談者が訴える内容だけに捉われず、子どもの視点からみた「困り感」の整理と理解を行い、子どもや保護者の生活の全体像から把握したニーズを捉え、専門職から見た支援の必要性を子どもや保護者と共有する
- ・特に、相談者の話や得られた情報の中に隠された危険性を見落とさない
- ・相談者自身が自らの力や多くの支援を受けて課題を解決できるように支援する

(3) 態度

- ・相談者の意図や感情を尊重し、受容的に話を聞く
- ・相談者との協働を常に心がけ、養育者の子どもへの対応や養育者自身の生活環境の改善を求める場合も「指導」ではなく「提案」として行い、一緒に課題に取り組む
- ・相談者が日常的に支援を受けられる体制作りを相談者と共に考える

3. 子ども虐待対応

市町村は、要保護児童を発見した場合の通告受理機関である（児童福祉法第25条）と同時に、虐待を疑われる子どもを発見した場合の通告受理機関（児童虐待の防止等に関する法律第6条）であるため、子ども家庭支援に携わる職員は、子ども虐待対応において以下のような専門性が必要である。

(1) 知識

- ・子どもの置かれた状況の危険度や得られた情報から予想される危険性のアセスメント
- ・年齢に応じて調査において必要な確認事項
- ・子どもの状態の的確な把握と子どもに現れる虐待の影響
- ・子ども、養育者、その他の家族が持つリスク要因のアセスメント
- ・性被害、ネグレクト、DV目撃など、虐待種別における代表的な家族システムや親子関係、子どもの行動の特徴
- ・児童相談所が持つ権限と、その行使に伴う効果
- ・虐待の発生予防や再発予防に使える支援サービスや社会資源
- ・特に社会的養護、特別支援教育、精神保健等の利用手続

(2) 技術

- ・虐待以外の相談や情報から虐待リスクを読み取れる
- ・どのような子どもや養育者とも支援者として信頼を得る
- ・支援関係を継続できる
- ・体罰や過度の叱責に頼らない、適切な子どもへの対応方法を伝える
- ・養育者の生活スタイルを変えるための伴走型支援
- ・転出時は適切に転出先の市町村に情報を伝える

(3) 態度

- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安全・安心のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている

- ・ 虐待に至る家族背景や養育者の気持ちに目を向け、寄り添う
- ・ 地域で暮らす家族の抱えるリスクを受け止め、支援を続ける覚悟を持つ

4. ネットワークにおける支援

市町村は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び子どもの福祉に関する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならない。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関には調整担当者を配置（児童福祉法第25条の2）し、その研修を義務付けた。

しかしながら、調整機関の調整担当者だけでなく、子ども家庭支援に携わる職員は、関係機関等との協働や連携の必要から、以下のような専門性が必要である。

(1) 知識

- ・ 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等だけでなく、その他の機関も含めて、すべての関係機関が持つ機能や権限、限界
- ・ 要保護児童対策地域協議会の各会議の意義や役割
- ・ 要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳への登録の意義や進行管理の方法

(2) 技術

- ・ 児童相談所と適切に協働、連携、役割分担ができる
- ・ 関係機関等の理解を得て協働できる
- ・ 適切な時期に個別ケース検討会議を開催でき、その場で一致した方針と役割分担ができる

(3) 態度

- ・ チーム内外の情報交換を頻繁に行う
- ・ 他機関及びその職員の専門性を尊重し、信頼関係を構築できる
- ・ 主担当がどの機関であるかにかかわらず、地域のケースマネージメントする立場を自覚
- ・ 関係機関等が役割分担に基づいた支援が継続できるように関係者を支え、ねぎらう

第4節 市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備

1. 支援拠点の設置趣旨

市町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの権利の保障、すなわち子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

このため、市町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の設置に努めるものとする。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならぬ。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他の相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

2. 支援拠点の実施主体

支援拠点の実施主体は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認めた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

また、委託先の選定に当たっては、支援拠点が子どもとその家庭及び妊産婦等の個人情報を取り扱うことになるため、徹底した情報の管理や知り得た内容を外部に漏らすことがないように守秘義務の徹底等を図る体制が整備されている委託先を選定する必要がある。その際、市町村は、支援内容の役割分担や個人情報の取扱いなどについて、支援拠点に係る条例や規則等で定め、委託先の社会福祉法人等が適切に業務を行うことができるよう援助する必要がある。さらに、委託先が行った業務の結果の把握と管理など、業務を適正に行う責任及び最終的に判断を行う責任は市町村にあるため、委託先と緊密に連携し、信頼関係を構築する必要がある。

また、小規模や児童人口が少ない市町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置及び運営等に関する具体的な内容については、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」（平成29年3月31日雇児発0331第49号）を参照されたい。

第5節 要保護児童対策地域協議会の役割・機能

1. 要保護児童対策地域協議会とは

- (1) 虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等（児童福祉法第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護・支援を図るために、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるが、こうした多数の関係機関等の円滑な連携・協力を確保するためには、
 - ① 運営の中核となって関係機関等相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化

- ② 関係機関等からの円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関等における情報共有の関係の明確化が必要である。
- (2) このため、児童福祉法においては、
- ① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、関係機関等により構成され、支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。
 - ② 要保護児童対策地域協議会を設置した地方公共団体の長は、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等のうちから、要保護児童対策地域協議会の運営の中核となり、支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関を指定する。
 - ③ 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるとときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- と規定されている。

特に、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられることにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていないかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されている。

2. 要保護児童対策地域協議会の意義

要保護児童対策地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のような利点がある。

- ① 支援対象児童等を早期に発見することができる。
- ② 支援対象児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- ③ 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
- ④ 共有された情報に基づいて、アセスメントを協働で行い、共有することができる。
- ⑤ 情報アセスメントの共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
- ⑥ 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって支援を行う体制づくりができる。
- ⑦ 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。
- ⑧ 関係機関等が分担をしあって個別の事例に関わることで、それぞれの機関の責任、限界や大変さを分から合うことができる。

要保護児童対策地域協議会の設置及び運営等に関する具体的な内容については、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（平成 17 年 2 月 25 日雇児発第 0225001 号）を参照されたい。

第2章 子ども家庭支援における市町村（支援拠点）の具体的な業務

市町村（支援拠点）は、子どもの権利擁護の最前線として、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期（胎児期）から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努める。

さらに、今般の児童福祉法等改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等（以下「要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等」という。）を対象とした、「第3節 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務」について強化を図る。

なお、市町村（支援拠点）の業務の一部は、第1章第4節の2でも述べたように、市町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認めた社会福祉法人等に委託することができるが、委託先が行った業務の結果の把握と管理など、業務を適正に行う責任は市町村にあるため、委託先と緊密に連携し、支援の対象となった子どもやその保護者が、どのような状態にあるのか、適切な支援が受けられているか等の把握に努めなければならない。

第1節 支援対象

市町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

市町村（支援拠点）が対象とする子どもは、児童福祉法に定める18才未満の者であるが、市町村（支援拠点）の支援は包括的かつ継続的な性格であるため、柔軟に対応する必要がある。

例えば、

- (1) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、必要に応じ、市町村保健センターや医療機関、福祉事務所、保健所等適切な機関と十分に連携するとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・支援の実施に努める。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、児童相談所と連携して、出生後の対応について検討することも必要である。
- (2) 18歳の年齢に達しても、家庭や地域で安心した暮らしや、社会的自立が可能となるよう、地域の社会資源の活用を促し、つなげていくことや、地域に必要な社会資源の開発なども重要である。
- (3) 罪を犯した満14才以上の子どもの通告については、家庭裁判所が通告の受理機関となるが、その家庭は地域にあり、家庭やきょうだい等への支援を行うことも重要である。

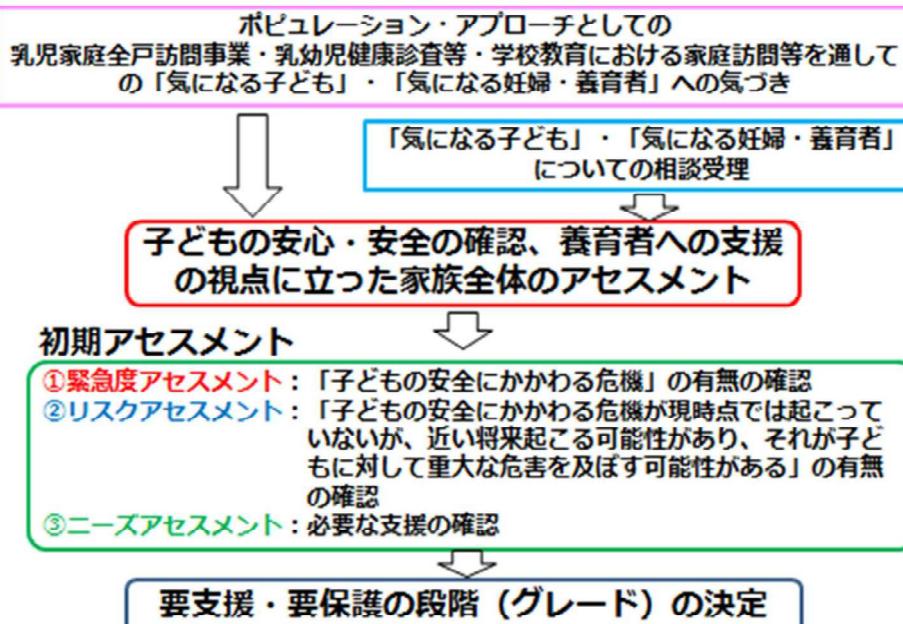
また、子ども家庭相談に係る個々のケースの具体的管轄の決定については、以下のとおりであるが、子どもの福祉を図るという観点から個々のケースに即した適切な判断を行う。

- (1) 子ども家庭支援は、子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者）の居住地を管轄する市町村が原則として行う（居住地主義）。なお、居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所をいい、住民票記載の「住所」や民法（明治29年法律第89号）の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。
- (2) 保護者の居住地が不明な棄児、迷子等は、子どもの現在地を管轄する市町村が受け付ける。両親等保護者が明らかになった場合には、前記居住地主義に則して管轄を決定する。
- (3) 警察からの要保護児童に係る通告は、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第38条第2項により児童相談所になされるが、警察で110番通報等により子ども虐待が疑われるなど要保護児童と疑われる情報を把握した場合、通告の要否を判断するため、子どもの現在地を管轄する市町村に当該子どもに係る過去の対応状況等について照会がなされることがある。これを受け付けた市町村にあっては、記録等を確認し適切に回答するほか、緊急性を判断し、警察、児童相談所等と連携して迅速な安全確認を実施するなど、子どもの福祉を最優先した判断を行う。
- (4) 子どもの居住地と保護者の居住地とが異なる場合は、子どもの福祉及び子ども家庭相談窓口の利用の利便等の事情を考慮し、関係市町村等と協議の上、ケースを管轄する市町村等を決定する。
- (5) 電話による相談は、原則として子ども・保護者等の居住地を問わず、当該相談を受け付けた市町村において行い、必要に応じ管轄市町村等に紹介する。

第2節 子ども家庭支援全般に係る業務

市町村における子どもの権利擁護としての子ども家庭相談のポイントについて、以下の図のように整理を行ったところである。

市町村における子ども家庭相談の流れ



市町村における子ども家庭相談の受付経路は、①ポピュレーション・アプローチとしての母子保健における乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査等並びに学校教育における家庭訪問等を通して「気になる子ども」や「気になる妊婦・養育者」への気づきと、②「気になる子ども」や「気になる妊婦・養育者」についての相談や通告の受理、の2点に大別される。

その後、子どもの権利が守られているかを判断するため、子どもの安心・安全の確認、養育者への支援の視点に立った家族全体のアセスメントとして、①緊急度アセスメント、②リスクアセスメント及び③ニーズアセスメントを行い、要支援・要保護の段階の決定へとつながっていく。

なお、①緊急度アセスメントを行う際には、別添5の緊急保護の要否判断に関するアセスメントフローチャートを、②リスクアセスメントを行う際には、後述の児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール（別添12）を主に参照し、適切な判断に資するよう活用されたい。

上記アセスメントを行う場合においても、第1章で述べた平成28年児童福祉法等改正法の理念によれば、従来行われてきた「虐待の有無」を確認するという視点だけではなく、あくまでも「子どもの心身の安全にかかる危機の有無」を確認するという視点でアセスメントを行うべきである。子どもの心身の安全にかかる危機の発生を未然に抑止するためには、どのような支援が必要であるかについて、子どもの安心・安全を確保した上で、子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う保護者の困り感の確認に焦点を当てたアセスメントが重要となる。

1. 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援

市町村（支援拠点）で受理する子ども家庭相談は、一般子育てに関する相談だけでなく、子ども虐待、障害等継続した支援が必要な相談など多岐にわたる。各市町村においては、これまで担当部局ごとに、それぞれの特色を生かした相談体制が整備され必要に応じ連携をしてきたが、今後はさらに連携を深め、個々の子どもの安心・安全の確保と福祉の向上、その保護者支援のために、切れ目のない、顔の見える連携が必要となる。特に、子ども虐待は家庭内で生じ、被害を受ける子ども自らは声をあげにくいという特性があり、発見される時点では既に重篤な状況に至っていることがある。その場合、改善は容易ではなく、また、その後の子どもの発育障害や発達遅滞、情緒面や行動面の問題や、さらには世代間連鎖等を起こす場合もあると言われており、相当手厚い支援が必要となる。このため、早期発見・早期対応のみならず、子ども虐待の発生予防に向けた取組を行うことが重要である。

具体的には、妊娠婦指導、乳幼児健康診査、新生児訪問等の母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業において、子ども虐待防止の視点を強化し、虐待のハイリスク家庭等養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援を行うとともに、支援の必要がない又はなくなったと判断された後も、特に保育所等に所属していない子どもを養育している家庭については、家庭状況等を継続的に把握し、変化に即応できる体制の整備に努めることが必要である。

また、市町村（支援拠点）における子ども家庭相談においては、子どもの安全にか

かわる危機の確認のための緊急度アセスメントやリスクアセスメントが必要であるが、その上で保護者の困り感に焦点を当てて、市町村が行う支援を適切に提供できるよう、体制を整える必要があり、そのためには、ニーズアセスメントが重要である。

さらに、平成28年児童福祉法等改正法において、医療機関、児童福祉施設、学校等が支援を要する妊婦、子ども及びその保護者を把握した場合には、市町村への情報提供に努めることとされたところであり、市町村（支援拠点）において受理した相談から、育児負担の軽減や養育者の孤立化を防ぐ目的で、地域の一般子育て支援サービスを紹介するなど、地域の子育て支援機関につなげることが必要である。

また、地域の実情に応じて広く関係機関等とネットワーク体制を構築した上で、保健、医療及び福祉等がそれぞれの役割を明確化し、連携を図りながら子ども虐待の発生を未然に防止することが重要である。

その他、地域住民に対して、子どもの人権尊重や子ども虐待防止のための取組の必要性等について啓発していくことも併せて推進していくことが必要である。

2. 子ども家庭支援全般に係る業務

(1) 実情の把握

子どもの権利を保障するためには、市町村に在住するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者的心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行う。

その際、保育所・幼稚園、学校等に在籍していない子どもや「居住実態が把握できない児童」にも留意して把握に努める。

(2) 情報の提供

子どもとその家庭及び妊産婦等が自主的に活用できるように、当該地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも連携に資するその福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行う。特に、子ども自身が利用しやすいような社会資源に関する情報の提供の仕方を工夫すべきである。

一方、関係機関への個人情報の提供に関しては、法律を遵守するとともに、(4)の総合調整を行う際にも、その方法について工夫する必要がある。

(3) 相談等への対応

① 子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や子ども虐待等に関する相談まで、また妊娠期（胎児期）から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じる。その際、子どもの権利を真に守ることを常に意識しておく必要がある。

その対応に際して、まずは、子どもとその家庭及び妊産婦等からの相談を受けやすい体制や遅滞なく適切に対応する体制を整備して、相談に応じることが必要である。

子ども家庭相談に対する姿勢としては、

ア 受容的対応

相談における基本的原理の1つが受容的対応である。相談においては、相談する人の心理に対して、包み込むような肯定的・共感的態度である受容的対応が、極めて重要であり、相談者と支援者との信頼関係を築く上で必要不可欠なものである。特に子どもと対応する時には、子どもの目線に立ち、子どもの発達に応じた対応をすることで、子どもが話しやすい環境を作る必要がある。

イ 個別的対応

子ども家庭相談に当たっては、それぞれの相談をさまざまな要素が複雑に絡みあつた個別のものとして理解し、当事者の生活状況、問題解決能力等を十分理解し、その子どもとその家庭及び妊産婦等にとって意味のある個別的な支援を行うことが必要である。

ウ 子ども及び保護者等の意向の尊重

支援とは、子ども及び保護者などに対する自己洞察への支援が基本となるものであり、自己決定への支援でもある。したがって、支援過程において、個々の年齢や発達などに配慮しながら、子ども及び保護者等とコミュニケーションを取り、その意向を把握するとともに、協働での意思決定が行われるような配慮が必要である。

- ② 相談対応に当たっては、常に子どもの権利保障という目的を意識する必要があるため、適切に相談者のニーズを把握し、それに応じたカウンセリング等の支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策に係る市町村事業（利用者支援事業（基本型）など）を十分に活用することが必要であり、さらに密接に連携する必要がある母子保健施策や障害児・者支援施策に係る市町村事業の活用を図ることが求められる。当該家庭に関わる場合には、生活保護や高齢者等の福祉施策との連携、民生委員・児童委員（主任児童委員）、妊娠相談や子育て支援などを行う民間団体等の社会資源も活用して、相談者のニーズに応じた支援を行うとともに、学齢期の子どもへの対応では、いじめ等の問題への取組や特別支援教育等の教育関連施策との連携も視野に相談対応を行うなど、妊娠期（胎児期）から子どもの自立までに関わる社会資源の機能を的確に把握し、十分な連携を図りながら相談対応、支援を行う。
- ③ 児童福祉法第25条に基づく要保護児童を発見した者からの通告及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第6条第1項に基づく子ども虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告や、児童福祉法第21条の10の5第1項に基づく要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等と思われる者を把握した関係機関等からの情報の提供を受け、その場合には、第3節の対応を行う。
- ④ 児童福祉法第26条第1項第3号に基づく児童相談所からの送致や、児童福祉法第26条第1項第5号及び第8号に基づく通知を受け、その場合には、児童相談所を含む関係機関と連携して、必要な支援等を行う。

ア 都道府県（児童相談所）から市町村への事案送致

児童虐待相談対応件数が増加し続けている中で、虐待事案の軽重と対応する

機関にミスマッチが生じ、適切な対応に遅れが生じることがないよう、児童相談所は、子ども及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者は、市町村に送致することとされた。

当該送致に当たっては、児童相談所と市町村の役割と機能を理解・尊重した上で、あらかじめ役割分担を明確化し、効果的な指導・支援の実施やケースの対応漏れの防止を図る必要があるため、児童相談所は、市町村で開催される要保護児童対策地域協議会の実務者会議に可能な限り参加し、市町村の現状を適切に把握する必要がある。その上で、市町村と十分協議を行い、相互の合意を得た後に、必要に応じ保健所や福祉事務所等と協働し、当該ケースへの市町村による支援がスムーズに行えるような体制づくりに協力しなければならない。

イ 都道府県（児童相談所）から市町村への通知

児童相談所は、保育の利用等又は養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業等の地域子ども・子育て支援事業等の実施が適当であると認める者は、市町村に通知することとされている。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一～二 （略）

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者（次条の措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。

四 （略）

五 保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

六～七 （略）

八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② (略)

(4) 総合調整

個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うことと併せ、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な支援を行う。関係機関等との連携においても、常に子どもの権利が守られているかの評価を常に怠らずに支援を継続することが求められる。

特に、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関しては、市町村（支援拠点）が中核となって必要な支援を行うとともに、関係機関でサービスを分担する際には、責任を明確にして、円滑なサービス提供を行う。

第3節 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関する支援は、子どもや妊婦等の心身の安全に関わる問題であり、特に重視して考える必要があるが、状況によって臨機応変に対応する必要がある。本節では、まず「1. 子ども家庭相談の流れ」で全体像を示し、「2」以下で各論を述べる。

1. 子ども家庭相談の流れ（全体像）

子ども家庭相談の流れとしては、相談・通告を受け、事前の情報収集を基に（緊急）受理会議を行い、受理会議で検討された、当該ケースについての事実関係を整理するための調査等を実施し、当該調査等の結果を踏まえたアセスメント（情報を分析し見解をまとめたもの）を基に、ケース検討会議（支援方針会議）による支援方針の決定、支援計画の作成を行い、支援を実行し、その後のケースの進行管理及び支援終結の判断を行う、というものである。このことは児童相談所で受ける相談であれ、市町村で受ける相談であれ、基本的な流れは同じである。

ただし、市町村と都道府県には、法令上の権限、具体的に実施している事業に違いがあるため、こうした役割分担を踏まえ、互いが補いつつ、子どもの最善の利益を図るために子ども家庭相談を実施することが必要である。

市町村（支援拠点）における子ども家庭支援は、基本的には、次のような過程を経て展開される。ただし、ケースに応じて②から④までを1つの会議で行うなど、柔軟に対応することとして差し支えない。

① 相談・通告の受付

相談・通告を受け、問題の内容など必要な情報を把握する。また、必要に応じて指導、助言を行う。内容から子どもの安全に関して危機状態と考えられる時にはできるだけ緊急受理会議を行うことが望ましいが、遅滞なく児童相談所に連絡して、送致することを優先させる。

② 受理会議（緊急受理会議）

受け付けたケースのうち、継続的な関与が必要なケースなどについて協議を行い、当面の方針や主たる担当者、調査の範囲等を決定する。また、緊急に受理会議を開催する必要がある場合には、随時、緊急受理会議を開催する。

受理会議（緊急受理会議）の結果、緊急に児童相談所へ送致すべきケースについては速やかに児童相談所に送致する。

③ 調査

受理したケースのうち、引き続き市町村において対応を検討することとされたケースについては、支援方針の決定に当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。

必要に応じて、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

④ ケース検討会議（支援方針会議）及び支援方針の決定、支援計画の作成、支援の実行

調査の結果を踏まえ、ケース検討会議を開催し、情報の整理・アセスメントを行い、終了又は継続の判断を行う。継続支援の判断に至るケースについては、子どもも、保護者に対する最も効果的な支援方針、主たる担当者、支援の評価・計画見直し時期等を決定し、支援計画を作成する。なお、支援方針の決定に当たっては、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

また、支援方針に基づき、市町村による支援の実行、児童相談所への送致や、必要があると認めるときは、都道府県知事又は児童相談所長に対し、立入調査や一時保護の実施に関し、通知する。

⑤ 継続支援ケースの進行管理及び支援の終結

新たに把握した情報の整理、適時適切に子ども家庭支援に対する評価を実施し、それに基づき、相談種別の変更や支援方針の見直しを行う。

また、終結事由に基づき終結の適否を判断する。その際、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。終結する際には、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録されていたケースについて、終結事由と、子どもや保護者等にどのように説明し、終結したかを、要保護児童対策地域協議会の実務者会議等で報告する。

2. 相談・通告の受付

市町村（支援拠点）は、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等の相談・通告については、その受理を拒否することはできない。

相談や連絡をする者にとっては、それがどのような相談種別（虐待か否かなど）か、軽微か専門的か、情報提供か通告かを判断することは困難である。これらのことは調査の下、一義的には市町村（支援拠点）が組織的に判断するものであるため、相談を受け付けた者は、関係機関等が「念のため伝えます」「保護者と会わないのでほしい」等と関与を拒否することがあっても、関係構築の必要性を理解してもらい、連携を進める必要がある。

また、虐待相談においては、特に受付段階（初期段階）の対応が重要であり、その後の対応に決定的な影響を与えることもあるため、積極的に通告として対応するよう努めなければならない。その際、相談を受けた者が、連絡をしてきた者に、通告か否かを問うなどの判断を求めるることは、連絡をしてきた者の心理的負担となり、その後の相談・連絡を躊躇することもあり得るため、虐待の可能性をもって相談や連絡があったときには、原則として通告と考えて対応する。

なお、警察は、要保護児童を発見した場合は、少年警察活動規則に基づき児童相談所に直接通告することとなるが、子ども虐待が疑われるなど要保護児童と疑われる情報を把握した場合、通告の要否を判断するため市町村に当該子どもに係る過去の対応状況等について照会がなされることがある。これを受け付けた市町村にあっては、記録等を確認し、適切に回答するほか、対象となる子ども及び保護者について、過去に対応歴がある場合は、警察が保有する情報も勘案した上で緊急性を判断し、警察、児童相談所等と連携して迅速な安全確認を実施する。なお、児童相談所が、市町村等が対応することが適當と判断する場合は、通告を受理した上で、市町村等と連携を図りつつ対応することとする。

(1) 相談・通告時において把握すべき事項

相談・通告時に把握すべき事項は次のとおりであるが、一般市民等からの相談・通告については、受容的対応に努め、引き続き相談等が継続できる信頼関係を構築することも大切である。一般市民の場合、匿名を希望することも多いため、十分に時間を取って安心してもらって必要な情報を聞き取る必要がある。関係機関からの情報提供や通告に関しては、手際よく必要な情報を十分に聞き取る必要がある。

初期の判断に必要な事項を把握できなかった場合は、できるだけ速やかに関係機関に出向くなど必要な調査を行う。

なお、相談・通告を受け付けるに際しては、相談・通告受付票（別添3参照）を作成する。

- ① 子どもの現在の状況（子どもの権利が守られているか、子どもの命に影響があると思われるような状況にあるのか等）
- ② 児童記録票に記載する事項（子どもの氏名・生年月日・住所、保護者の氏名・職業・住所、学校等、家族状況、主訴、過去の相談歴等）
- ③ 子どもの家庭環境
- ④ 子どもの生活歴、生育歴
- ⑤ 子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況
- ⑥ 支援等に関する子ども、保護者等の意向
- ⑦ 保護者の状況（子ども及び家族との関係、健康面、心理面、社会面等）
- ⑧ 対応に関する相談・通告者の意向等
- ⑨ その他必要と思われる事項

(2) 相談・通告を受ける際に留意すべき事項

- ① 相談・通告者の不安・緊張をほぐすような姿勢や態度で面接や電話対応をはじ

め、相談・通告者の気持ちを和らげ、秘密は守る旨話す等受容的かつ慎重に対応し、相互信頼関係の樹立をめざす。（不安緊張の除去、安心感の形成、信頼関係の樹立）

また、相談・通告者の相談の内容を理解し、市町村に何を期待し、市町村は何ができるかを判断するために行う。

- ② 相談・通告者ができるだけ多く話ができるよう、途中で口をさしはさまないなどの配慮を行い、相談・通告者の言葉に共感しながら耳を傾ける。（上手な受け手としての役割）
- ③ 相談・通告者の立場に立ち、「この人には何でも安心して話ができる」「問題解決に向けて真摯に考えててくれる」という相談・通告者からの信頼感を得る。（信頼感の獲得）
- ④ 事情聴取的な対応はせず、子どもや保護者等の自然な話の流れの中から必要な情報を把握する。その際、推察で判断せず、できるだけ具体的な事実を聞くよう心がける。（相談・通告者の話の調子・流れを尊重した面接の実施）
- ⑤ 子ども、保護者等にとって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の展開に大きな影響を与えることになる。特に虐待相談については、受付段階（初期段階）の対応が重要であり、その後の対応に決定的な影響を与えることもあることを十分注意する。（初期段階の対応の重要性）

なお、虐待相談に関する基本的な留意事項については、別添4を参照されたい。

- ⑥ 不登校・不登園相談の背景に虐待などが隠されている場合があるので、聴取すべき情報や気になる情報については省くことなく収集し、総合的に判断する。（総合的判断）
- ⑦ 一時保護など緊急対応が必要な場合は、即時に児童相談所に送致する。（即時送致の実施）
- ⑧ 他機関への紹介が必要と認められた場合には、子ども、保護者等の意向を確認した上で、利用者の状況や利便性などを考慮した上で対応機関につなげる。（相談・通告者の意向や利便性を尊重した紹介）
- ⑨ 虐待通告等の場合、通告者と虐待等を行っている者との関係等を踏まえ、守秘義務の遵守を含め情報源の秘匿等に十分配慮して対応する。（秘密の保持の徹底）

（3）関係機関からの通告

① 通告への基本的な対応

関係機関からの電話による通告については、緊急対応の必要性が高い場合が多いので、その際には緊急の受理会議を開催して当面の支援方針を決定する。なお、学校や保育所、医療機関など関係機関からの電話通告の場合には、後日通告書を送付してもらうことが必要である。また、学校の教職員、保育所の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者からの電話通告の場合には、これに準じた対応をとることが望ましい。

また、通告書は受理会議において検討する。

② 身柄を伴う通告

ア 一般的原則

身柄を伴う通告は、一般的には児童相談所になされるため、市町村での対応は少ないと考えられるが、調査には協力する。また、その後の支援や残された保護者やきょうだいへの支援が必要になることも少なくないため、児童相談所と連携しながら対応する必要がある。

イ 棄児、迷子の受理

棄児を発見した者が市町村に相談した場合は、子どもの安全をまず確保し、警察と児童相談所に連絡する。なお、棄児を発見した者は、児童福祉法上の通告とは別途、戸籍法上、市町村長に申し出ることとされ、当該申出を受けた市町村長に所要の手続が定められているため、棄児に係る情報を把握した場合は、当該所要の手続が行われているか否かを確認し、行われていない時は必ず行う。

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）

第 57 条 棄児を発見した者又は棄児発見の申告を受けた警察官は、24 時間以内にその旨を市町村長に申し出なければならない。

2 前項の申出があつたときは、市町村長は、氏名をつけ、本籍を定め、且つ、附属品、発見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調書に記載しなければならない。この調書は、これを届書とみなす。

また、警察官が迷子を保護し、要保護児童と認めた場合は、少年警察活動規則に基づき児童相談所に通告がなされることとなる。

その際、警察から市町村に対して、当該子どもに係る過去の対応状況等について照会がなされることがあるため、これを受け付けた市町村にあっては、記録等を確認し、適切に回答する。なお、警察官が迷子を保護した場合は、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 3 条第 2 項に規定された手配を行うこととされているため、市町村において警察からの照会を受けた場合は、当該子どもの家族、知人等に係る情報を警察に提供するなど、必要な協力をを行う。

警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）

第 3 条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して左の各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。

一 （略）

二 迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると認められる者（本人がこれを拒んだ場合を除く。）

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の

者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

3～5 (略)

ウ 警察からの身柄を伴う通告への対応

警察においては、子どもの最善の利益を確保する観点から、ケースの態様等に応じて子どもにとって最適な対応に努めることとしている。特に身柄付きの通告の多くについては、専門的な指導が必要であるため、これを踏まえた対応が行われることとなる。

なお、警察は、要保護児童を発見した場合は、少年警察活動規則に基づき児童相談所に直接通告することとなるが、子ども虐待が疑われるなど要保護児童と疑われる情報を把握した場合、通告の要否を判断するため市町村に当該子どもに係る過去の対応状況等について照会がなされることがある。これを受け付けた市町村にあっては、記録等を確認し、適切に回答するほか、対象となる子ども及び保護者について、過去に対応歴がある場合は、警察が保有する情報も勘案した上で緊急性を判断し、警察、児童相談所等と連携して迅速な安全確認を実施する必要がある。また、警察からの照会時に提供された情報を記録として保存するとともに、その後の対応に活かすことができるよう情報を整理し、管理することも重要である。

市町村においては、こうした点も踏まえ、警察との日常的な協力関係を築くよう努める。

(4) 休日・夜間の体制

市町村（支援拠点）は、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所等と緊密に連携し、夜間、休日等の執務時間外であっても相談・通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。

例えば、当直体制の整備など、自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、夜間、休日等の執務時間外における電話等による通告の受理について、

- ① 複数の市町村、都道府県の設置する福祉事務所が広域で連携し、輪番制等により担当する。
- ② 児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する。
- ③ 児童相談所の担当区域内の市町村、都道府県の設置する福祉事務所への通告については、児童相談所に自動転送し、児童相談所において対応する。

といった手法により対応することとし、通告受理後の対応はケースの緊急度等に応じて行うといった体制を整備することが考えられる。

なお、児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する場合には、通告内容に関する秘密の保持を徹底するようにすることが必要である。

(5) 相談・通告窓口等の地域住民等への周知

問題が深刻化する前の早い段階での相談・通告等を促すため、あらゆる機会や多様な媒体を活用して、市町村（支援拠点）における子ども家庭支援の内容や相談窓

口等について、地域住民、関係機関等への周知に努める。また、学校などを通じて、子ども自身にこれらの内容の周知に努めることも必要である。

(6) その他

守秘義務に関わること（児童虐待防止法第6条第3項、同法第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条、児童福祉法第25条の6）等について、事前に所内で意思統一を図っておく必要がある。

3. 相談・通告直後の対応

(1) 初期対応の重要性

相談・通告の中には、子ども虐待による子どもの生命に関わる問題が含まれているため、迅速かつ的確な初期対応を行うことが重要である。その際、来談者の相談内容（主訴）と支援の対象とすべきと考える問題が異なる場合があることに留意して対応する。

また、虐待通告を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法、児童相談所への送致の要否等の判断をするため、緊急受理会議前に事前調査を行う。なお、安全確認は、単に命が守られているだけではなく、心身の安全が守られているかを確認することであり、子どもの権利が守られているかの判断につながるものである。

また、安全確認は、市町村（支援拠点）職員又は当該市町村が依頼した者により、子どもと直接会う（目視する）ことにより行うことを基本とし、他の機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

なお、通告受理後、48時間以内に対象となる子どもの目視確認ができず、関係機関においても安全確認が行えないケースについては、児童福祉法第25条の7第1項第1号及び同条第2項第1項第1号に基づく児童相談所への事案送致を行うこと。

また、子ども虐待の対応に当たっては、児童相談所との連携が重要であるため、初期対応のあり方等について、あらかじめ児童相談所と協議しておくことが適当である。

(2) 緊急の対応が必要な場合

相談・通告の内容から、緊急に一時保護が必要な場合など子どもの安全に関して危機状態と考えられる場合は、児童相談所に送致することが必要となる。その場合は、速やかに緊急受理会議を開催して対応する。なお、一時保護の必要性の判断基準については、平成11年3月29日児企発第11号「子ども虐待対応の手引き」に示されている緊急保護の要否判断に関するアセスメントフローチャート（別添5参照）を、児童相談所への送致書については、別添6を参照されたい。

妊婦に関して、自死の危険、胎児に危険が及ぶ行為、暴力被害の危険などがあり、

危機状態と考えられる時には、その状況に応じて、警察や精神科救急などを利用して危機対応を行う。その場合も、速やかに緊急受理会議を開催し、組織として対応することが望ましい。

(3) その他の場合

緊急の対応まで必要としない場合については、相談・通告を受けた者は、9の児童記録票に聴取した事項のほか、面接所見やその際行った助言等の内容を記入し受理会議に提出する。

- (4) 通告を受けた子どもに必要な支援が行われた後、関係機関からの場合には、その後の支援において必要な連携を行うことが考えられるため、その結果を連絡することが望ましい。また、一般市民等からの場合には、個々のケースの支援の内容に応じて連絡することが適切かどうかを検討し、子どもの最善の利益を考慮して判断する。

4. 受理会議（緊急受理会議）

(1) 受理会議（緊急受理会議）の目的

受理会議の目的は、受け付けたすべてのケースについて、組織としての対応と位置付けるとともに、組織内で協議し、主たる担当者、調査及びアセスメントの方法、安全確認（児童虐待防止法第8条、児童福祉法第25条の6）の時期や方法、一時保護の要否等を検討するものである。

なお、相談者の相談内容（主訴）と支援の対象とすべきと考える問題が異なる場合もあるので、受理会議ではこれらについても十分検討を行う。

(2) 受理会議（緊急受理会議）の方法

受理会議は、会議のケースに応じ、参加者を考え、適時に開催する。このほか虐待通告への対応など緊急に受理会議を開催する必要がある場合には随時、緊急受理会議を開催する。

会議は、必ずしも関係者が集合して打ち合わせをする必要はなく、電話で協議を行うなど、柔軟に対応する。また、特に緊急を要する場合は、受理会議を経ることなく調査を開始するなど、子どもの安全の確保を最優先した対応をとる必要がある。

会議の参加者はケースに応じて判断することとなるが、要保護児童対策地域協議会の構成員の参加を求めるなど、多角的な見地からの検討が可能な体制を整えることが重要である。

ケースの中には比較的軽易な検討で済むものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営に心がける。

会議の経過及び結果は受理会議録に記載し、保存する。

会議の結果に基づき、当面の支援方針や主たる担当者、調査及びアセスメントの方針、一時保護の要否等を決定する。

5. 調査

関係機関等に協力を求め、家庭の生活状況や得られた情報に関する事実把握を行った上で、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等と判断した子どもとその家庭

及び妊産婦等に関しては、子どもの状況、保護者の状況、親子関係等の家庭環境、家庭とその支援体制の状況及び地域との関係等に関する情報や要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に至った経緯の把握等の必要な調査を行う。特に、子どもの安全に関する緊急度やリスク、支援のためのニーズなどを把握することを意識して調査を行う。

(1) 調査の意義

調査は、子どもと保護者や家庭の状況等を知ることにより、子どもの安全に関する緊急度やリスクの把握及び子どもや保護者等にどのような支援が必要であるかを判断するためのニーズを把握するために行われるものである。そのためには、子どもや保護者等との相互信頼関係の中で成立するものである。

相談・通告者の情報だけでは事実関係が不明確な場合、市町村保健センターや学校、保育所、民生委員・児童委員（主任児童委員）、近隣等、その子ども及び家庭の事情等に詳しいと考えられる関係者、関係機関と密接な連絡をとる等、迅速かつ的確な情報収集に努めることにより早期対応を図る。

子どもや保護者等に面接する際には、事情聴取的な形ではなく、子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら情報の収集を行う。

調査のための面接がそのまま支援のための面接の場となることが多いので、社会福祉援助技術の基本的原理の一つである「非審判的态度」に心がけ、信頼関係の樹立に努める。特に、子どもや保護者等への情報や意見の聞き取りは支援過程への参加の第一段階であり、子どもや保護者等が自らの困難や強さ、必要としているものに気づき、支援者との信頼関係を構築する重要な場になりうることを認識しておく。

(2) 子どもの安全の確認

虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の安全が守られているか、子どもの権利が守られているかを直接確認することが極めて重要である。

平成19年の児童虐待防止法改正法により、子ども虐待に係る通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該子どもとの面会その他の手段により当該子どもの安全の確認を行うための措置を講ずることを義務づけられている。

このため、子どもの安全確認を行う際には、子どもに会って確認することを基本とする。保護者の協力が得られない等の理由により、安全確認ができない場合は、児童相談所による立入調査等の実施も視野に入れつつ、児童相談所に連絡し、連携を図りつつ対応する。子どもと会える時には、子どもの年齢に応じて、子どもの発達状況等も確認すると同時に、子どもから話を聞くことが重要である。

また、当該ケースが行政権限の発動を伴う対応が必要な状況になっているか否かを定期的な訪問等を通じて確認するものとする。なお、安全確認に当たっては、その客観性、精度の向上を図るために、複数の職員が立ち会うことが望ましい。

(3) 調査担当者

虐待相談の場合、調査に対する客観性の確保が特に強く求められること、保護者等の加害の危険性があること等から、調査に当たっては、複数の職員が対応する等、柔軟な対応に努める。

(4) 調査の開始

調査の開始及び担当者は原則として受理会議を経て決定する。ただし、緊急の場合、巡回相談中の受付の場合等においてはこの限りでない。

(5) 調査事項

調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には、2(1)相談・通告時において把握すべき事項と同じである。

なお、これらは、アセスメントにおける基礎的かつ重要な情報となるので、これに基づき各自治体において、調査事項及び内容、様式、手順等を定めるとともに、調査を確実に実施するため、後述の共通リスクアセスメントツールを活用することが望ましい。

(6) 調査の方法

調査の方法には面接（所内面接、訪問面接）、電話、照会、委嘱等による方法がある。いずれの場合においても子どもや保護者等の意向を尊重するよう努め、子どもや保護者以外の者から情報を得るときは、原則として子どもと保護者の了解を得てから行うよう配慮する等、プライバシーの保護に留意する。子どもと保護者は別々に面接することを原則とし、子どもとの面接はその年齢に応じて子どもが話しやすい環境を整えて面接を行う。

ただし、虐待通告等で、対応に緊急を要し、かつ調査等に関し保護者等の協力が得難い場合は、この限りでない。このような場合は、子どもの権利が優先されるべきであり、保護者が拒否をしても必要に応じて子どもとの面接は行うべきである。

なお、市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該子どもとの面会その他の当該子どもの安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を探るものとする。

- ① 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該子どもを児童相談所に送致する。
- ② 当該子どものうち児童虐待防止法第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、児童虐待防止法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知する。

(7) 調査における留意事項

- ① 子どもや保護者等との面接等による情報の収集については、できる限り子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら行う。特に、子どもの本音が聞けるように、子どもの発達段階に応じて十分な配慮の下に面接がなされるべきである。必要に応じて、子どもの心理に精通した人材や機関にその面接を依頼することも考えられる。
- ② 子どもの家庭、居住環境、地域社会の状況、所属集団における子どもの状況等の理解については、訪問による現地調査により事実を確認する。

- ③ 聞き取りなど情報提供の協力を求めた者に対しては、個人情報の保護の徹底を求める。特に近隣住民に協力を求める際にはこの点について十分な配慮が必要である。
- ④ 関係機関の職員等との面接も重要である。特に、虐待相談等の場合、子どもや保護者等との面接だけでは正確な事実関係の把握が困難な場合も多いので、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するなど、幅広い情報収集に努める。
- ⑤ 直接調査することが困難な場合又は確認を要する場合等には、文書等により照会する。

(8) 調査内容及び調査所見の記録

調査内容は正確、簡潔、客観的に9の児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにし、子どもや保護者等の言動のほか、調査担当者が指導した事項についても記載する。子ども虐待が疑われる場合は、誘導的な質問や、「はい」、「いいえ」で答える質問はできるだけ避け、子どもや保護者等の説明をそのまま記録することが望ましい。

調査担当者は必ず調査に基づく調査所見を9の児童記録票に記載する。

なお、この調査所見は支援方針作成や裁判官に対する臨検・捜索許可状請求のための資料となる場合もあることに留意しつつ記載することが必要である。

6. アセスメント

5の調査によって得られた情報を基に、家庭、子ども、保護者、妊婦、親子関係、地域との関係及び支援の状況等の評価を行い、子どもの権利に関するアセスメント、すなわち、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が守られているかどうかを意識してアセスメントを行う。要支援児童及び要保護児童等の場合は、特に、子どもの心身の安全に関する緊急度とリスク及び子どもと家庭のニーズを的確に把握することはその後の対応に重要であり、支援計画の作成に資する総合的かつ複数の職員による多角的なアセスメントを行う。また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催し、情報を共有する。

なお、効果的なアセスメントを行うためには、少なくとも子ども、家庭、地域社会という3つの側面及びその関係性（相互の親密性、信頼性など）について情報収集し、調査を行い、その子どもの健全な発達にとっての最善の利益を目的に、総合的な分析・検討を行う必要がある。

- (1) 評価に当たっては、組織的な判断や決定を行うケース検討会議（支援方針会議：市町村（支援拠点）における定例会議の位置づけ）を開催し、調査の結果に基づき、子どもと保護者に対する最も効果的な支援方針を作成、確認する。

なお、ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議と一体のものとして開催することができる。

- (2) ケース検討会議は、検討すべき内容に基づき、その参加者を考え、市町村の規模にもよるが、定期的（週1回程度）に開催することが求められる。

なお、ケースの中には比較的軽易な検討で済むものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営を心がける。

- (3) 支援内容の決定に当たっては、子どもや保護者等のそれぞれに対して十分説明を行い、その意向等を踏まえて行う。
- (4) 支援方針は、ケース検討会議の結果に基づきケースの主担当者が作成する。
- (5) 会議の経過及び結果はケース検討会議録に記入し、保存する。
- (6) 会議の結果を踏まえ、必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会（実務者会議）で取り上げ、複数の機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応していく。

7. 支援計画の作成等

必要に応じた関係機関等との連携を行い、子どもの権利を守るために支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成する。その作成に当たっては、6のアセスメントに基づき、問題に至ったプロセスを考え、それを改善するための支援目標を設定する。その際、可能な限り子ども、保護者及び妊婦の意見や参加を求め、保護者に左右されずに子どもの意見を聞く配慮が必要である。

支援計画には、子どもへの直接の支援、保護者への支援、家族への支援などをそれぞれ盛り込み、特に、虐待やネグレクトで傷ついた子どもへの支援は親子関係の改善にも重要な支援であり、重視される必要がある。

要保護児童対策地域協議会の連携の下に行う支援の場合には、各関係機関の役割と支援目標及び支援の内容を明確にすると同時に、例えば、通所予定なのに来なかつた場合など、状況に変化があった時や新たな状況が生じた時の情報の集約先を明確にしておく。

また、支援計画を立てる際に、支援の過程で危機状態に至る可能性があることを常に念頭に置き、子どもの心身の安全が脅かされている、若しくはその可能性が高くなっている時の対応を定めておく必要がある。なお、支援を有効に行うために、保護者に支援計画に関して説明しない方が良いと考えられる場合には、関係機関間でその点についての合意形成を図る必要がある。

さらに、8の支援及び指導等を行なながら、必要に応じて、定期的（3か月に1回程度）にケースの変化や支援目標の到達状況について、組織的に確認し、支援内容の見直しを行う。そのおおよその時期も支援計画に定めておくことが望ましい。ただし、家庭における人間関係や経済状況は、支援する側の予想を超えて短期間で変化することが起こりうる。家族関係は流動的であることを前提に、過去の評価や計画にとらわれず、適時アセスメントや支援計画の見直しを行うことが必要である。

8. 支援及び指導等

支援計画に基づき、支援は、子どもへの支援、保護者への支援、家族への支援、周囲を含めた社会への支援を行う。妊産婦の場合も、妊産婦本人への支援、家族への支援、周囲への支援を行う必要がある。支援には、電話、面接等の適切な方法による助言指導や継続的な支援、関係機関と役割分担して行う支援、通所、訪問等の方法による継続的な養育支援やカウンセリング、ソーシャルワーク等がある。

また、必要に応じて関係機関と協議、調整した上で、要支援児童及び要保護児童等並

びに特定妊婦等への在宅支援サービス（養育支援訪問事業、ショートスティ事業、保育所、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等）の提供や、障害児・者施策、生活困窮者施策、ひとり親支援施策等のサービスを活用するとともに、身近で利用しやすい社会資源を活用して効果的な在宅支援を行う。

なお、在宅ケースには、孤立的で支援が届きにくい場合が含まれる。孤立的な状態が継続することで、事態の悪化や膠着を招く可能性もあることを留意し、継続的な支援を心がける必要がある。また状況に応じて、保護者の行動変容のきっかけとなるよう、積極的な働きかけを行う。

さらに、相談対応から支援及び指導等に至る一連の過程が理解でき、継続的に支援できるよう、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関する支援経過や関係機関間の情報のやり取りなどの記録を作成し、管理・保管する。

また、必要に応じて、児童相談所で対応している施設入所等の措置を行っている子どもの保護者やその家庭の支援についても、家庭復帰支援の一環として児童相談所と連携しながら対応する。

（1）支援の内容

市町村（支援拠点）の子どもに関する相談・通告への対応としては、①市町村自らが中心となって対応するもの、②児童相談所等にケースを送致するもの、及び③都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けて対応するものの3つに大きく分かれる。

① 市町村（支援拠点）自らが中心となって対応するもの

以下のものがあるが、それらの支援・指導は常に子どもの権利擁護に資するものになっていることを確認する必要がある。

【助言指導】

- ① 助言指導とは、1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する支援を行う。
- ② 助言指導は、子どもや保護者等の相談内容を十分理解し、必要な資料の収集等を行い、予測し得る経過について十分見通しを立てて行う。
- ③ 助言指導は、対象、目的、効果等を考慮し、電話、文書、面接等適切な方法を工夫し行う。
- ④ 助言指導は保健師を含め、支援拠点の子ども家庭支援員等の職員によって行われるが、必要に応じ、他の職員や医師等の専門家と十分協力して行うする。
- ⑤ 助言指導を行う際は、子どもや保護者等の精神的、身体的状態等を十分考慮し、現実的かつ具体的な指導を行う。
- ⑥ 電話により助言指導を行う際は、その長所及び限界に十分留意し、場合によつては、面接等の方法を探るとる。
- ⑦ 助言指導を行った場合は、その内容を9の児童記録票に記載し、ケース検討会議等において確認を受けるとともに、その効果について、検証する。

【継続指導】

- ① 継続指導とは、継続的な支援が必要な子どもや保護者等を通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワークやカウンセリング等を行うものをいう。
- ② 継続指導を行う場合には、ケース検討会議においてその必要性、方法及び担当者等について慎重に検討する。
- ③ カウンセリング等を行う場合には、医師、保健師、臨床心理士等との連携も行い、支援内容に矛盾がないように配慮する。
- ④ 担当者の決定は指導の目的、経過等により適切に行う。
- ⑤ 継続指導の経過は児童記録票に記載し、指導終結の際はその効果について関係者で協議するとともに、ケース検討会議で十分な検討を行う。

【他機関の紹介（あっせん）】

- ① 他の専門機関において、治療、指導、訓練等を受けること等関連する制度の適用が適当と認められるケースについては、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関を紹介する。なお、この場合、紹介先の機関の状況を子どもや保護者等に十分説明する。
- ② 他機関の紹介を行う場合には、電話で紹介先に連絡をとる等利用者の利便を十分図り、支援に万全を期する。また、紹介後においても紹介先と十分な連携を図る。
- ③ 要保護児童対策地域協議会での支援の一環として紹介する場合には、保護者に開示する事項と守秘する事項を双方で確認しておく必要がある。

② 児童相談所等にケースを送致するもの

【児童相談所への送致】

- ① 以下の子どもは児童相談所に送致する（児童福祉法第25条の7第1項第1号、同条第2項第1号）。児童福祉法第27条の措置については別添7を、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定については別添8を参照。
 - ア 児童福祉法第27条の措置を要すると認める者
 - イ 医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者
- ② このほか、出頭要求、調査・質問、立入調査又は一時保護の実施が必要と判断されるケースについても児童相談所長（都道府県知事）に権限があるため、児童相談所に送致する。

【知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導】

- ① 福祉事務所を設置している市町村において、必要があると認めるときは、当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させなければならない（児童福祉法第25条の7第1項第2号）

② 福祉事務所を設置していない町村において、子ども又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させることが適當であると認めるときは、当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致しなければならない(児童福祉法第25条の7第2項第2号)。

【助産又は母子保護の実施に係る都道府県知事への報告】

福祉事務所を設置していない町村において、助産の実施又は母子保護の実施が適當であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告しなければならない(児童福祉法第25条の7第2項第3号)。

③ 都道府県(児童相談所)の指導措置について委託を受けて対応するもの

都道府県(児童相談所)が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少くない実態があるため、市町村が身近な場所で、子どもや保護者に寄り添って継続的に支援し、子ども虐待の発生を防止することが重要である。

このため、平成28年児童福祉法等改正法において、市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、都道府県(児童相談所)による指導措置について、委託先として市町村が追加され、次のように規定された(児童福祉法第26条第1項第2号及び同法第27条第1項第2号、平成28年6月3日(公布日)施行)。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三～八 (略)

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 (略)
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三・四 (略)

②～⑥ (略)

当該規定に基づき、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市町村（支援拠点）が行う指導（以下「市町村指導」という。）は、在宅での支援が行き届いていない子どもも、支援を適切に受け入れられない保護者又は家庭等や、継続的に寄り添った支援が適當と考えられる事例に対し、都道府県（児童相談所）の措置という行政処分を背景に行うものであり、都道府県（児童相談所）から委託を受けた市町村（支援拠点）では、以下の事項に留意し、児童相談所と常に協働して市町村指導を実施する。

ア 市町村（支援拠点）は、都道府県（児童相談所）の措置による児童福祉司指導という枠組みの中で委託を受けて、子どもや保護者等の家庭を訪問し、家事援助等の支援や必要に応じ通所による支援等の市町村指導（以下「市町村による支援等」という。）を実施する。また、児童相談所と情報を共有し、参考となる事項を詳細に把握するとともに、児童相談所と市町村の役割を明確にし、協働して支援計画を作成し、共有する。

イ 市町村による支援等を行うに当たっては、頻回に児童相談所と情報を共有し、その有効性を判断する。また、市町村による支援等の趣旨の徹底を図る必要がある場合には、児童相談所が当該家庭に対して当該措置に関する理解を促す対応を行うよう、児童相談所と協議を行うとともに、児童相談所の介入的な対応と並行して市町村による支援等を行う。

ウ 当該措置の解除又は変更に当たっては、事前に都道府県（児童相談所）と市町村（支援拠点）とが十分協議を行う必要がある。また、市町村による支援等の結果、市町村（支援拠点）が当該措置の解除又は変更を適當と認めた場合にも、児童相談所と協議を行い、措置の解除又は変更を促す。

なお、都道府県（児童相談所）は、以下の事項に留意して、市町村に委託して指導を実施させることとしており、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日児発第133号）に記載しているので参照されたい。

【市町村指導】

- ① 市町村指導は、子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、児童相談所が行政処分としての指導措置を市町村に委託して、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。
- 具体的に市町村指導を行うことが想定される事例としては、児童相談所の専門的な知識及び技術に基づき立てられた援助指針（援助方針）の下、指導がなされる必要がある事例であって、
- ア 子どもの権利を守るために必要な支援にもかかわらず、保護者が拒否する場合、児童相談所が行政処分としての指導措置という枠組みの中で支援を行うことが適当と考えられる事例
- イ 過去から現在に至るまで、市町村における支援が継続的に行われてきた中で、支援に従事する担当者と子どもや保護者等との間で信頼関係が構築できているなどの理由から、児童相談所による指導よりも、市町村による指導の方が効果的と考えられる事例
- ウ 児童相談所による指導により、保護者等の子育てに対する意識、態度や子どもへの接し方等に改善が見受けられ、市町村を主体とした支援への移行を検討する時期（支援の過渡期）にある事例
- エ 施設入所措置等の解除後に、地理的要件や保護者等とのこれまでの関係等から、市町村において、定期的な子どもの安全確認とあわせて継続的な支援が実施されることが効果的であると考えられる事例
- などが考えられる。
- ② 市町村指導とする場合には、あらかじめその指導に付する旨を子どもや保護者等に十分説明し、その同意を得た上で行うことを原則とし、市町村指導を決定したときは、当該市町村及び保護者等にその旨通知する。
- ③ 市町村指導を行うに当たっては、市町村と協議の上、あらかじめ、委託協議の対象となる事例、委託に係る手続、支援内容の決定、見直しに係る協議体制その他必要な事項を詳細に定めておくこと。
- ④ 市町村指導を行うに当たっては、児童相談所は、事前に市町村と十分に協議を行い、子どもや保護者等への援助指針（援助方針）を立てるとともに、当該援助指針（援助方針）について共通の理解を形成した上で指導を委託すること。なお、当該援助指針（援助方針）には、具体的な支援内容の他、市町村が持つ裁量の範囲や子ども・保護者の状況に変化が生じた場合の児童相談所の関わり方（危機状態になった際の対応方法等）など、児童相談所と市町村それぞれの役割や対応方法について盛り込むこと。また、児童相談所は、市町村に、指導について参考となる事項を詳細に提供するとともに、必要に応じて専門的な知見からの助言を行うと同時に市町村の所見を尊重し、市町村において適切な支援（指導）が実施できることで子どもの権利擁護に資するよう努める。

- ⑤ 市町村が当該措置の解除又は変更を適当と認めた場合には、速やかに児童相談所長にその旨意見が述べられるよう体制を整えておくとともに、児童相談所は、市町村からの意見を踏まえ、当該措置の見直しを速やかに行うこと。
- ⑥ 市町村指導を行っている間、児童相談所は、市町村の支援（指導）の経過報告を求めるとともに、必要な指示、援助等を行う等、市町村と連携を十分に図る。場合によっては、児童福祉司指導を併せて行う。
- ⑦ 市町村指導は、児童相談所及び市町村の協議の上で立てた援助指針（援助方針）に基づき、実施するものであり、具体的な支援（指導）方法は市町村の一定の裁量により行うことができる。ただし、市町村指導は、児童相談所が市町村へ委託して行う指導措置（行政処分）であることから、保護者等が当該措置に不服がある場合の行政不服審査法に基づく不服申立は、都道府県等に対し行われるものである。
- ⑧ 市町村指導を行うに当たっては、委託解除後において市町村が継続的に支援（指導）を行うことを念頭に委託するものとし、当該委託による支援（指導）等によって、市町村と子ども・保護者との関係に問題が生じることがないよう、委託協議の際には、解除後の支援も見据えて市町村と協議を行うこと。

9. 児童記録票の作成

- (1) 市町村（支援拠点）が行う支援業務は、子ども家庭支援員等が個人として行うものではなく、行政機関として行う業務である。支援の方針や見直し、あるいは子ども家庭支援員等の不在時の対応や異動の場合など、そのケースに関する記録がないと適切な対応ができないため、ケースの概要や支援過程が理解できる児童記録票（別添9参照）を作成し、管理・保管することが必要である。
- (2) 児童記録票は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。妊婦に関する相談・通告のうち子どもが出生後に要支援児童又は要保護児童としての支援の必要が見込まれる場合は、受理した段階で児童記録票を作成し、妊婦自身に関する記録を残し、子どもが出生した段階で子どもに関する記録を加えることとし、一貫した支援の経過を残す。
- (3) 子ども家庭支援員等は、インテーク（受付）面接など相談対応を終了後、時間を置かず、児童記録票に面接過程で聴取した必要事項のほか、相談者の態度や表情、子ども家庭支援員等のとった助言、それに対する反応などについて、支援経過がよい悪いに關係なく、事実を正確に記載する。

(4) 児童記録票の保存期間

児童記録票の保存期間については、ネグレクトやきょうだいがいるケースなど継続的な支援が必要とされる場合や、将来的に児童記録票の活用が予想される場合（例えば、児童福祉法第25条の7により児童相談所に送致した場合など）などは長期保存とするが、それ以外の場合でも、必要に応じて、子どもが満25歳になるまでの間又はその取扱いを終了した日（支援を終結した日）から最低でも5年間とするなど、個々のケースや性質に応じて、柔軟かつ弾力的に保存期間を設定する。

(5) 児童記録票の保管と活用

要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等の相談・通告は、一端終結しても再浮上したり、子どもの年齢の変化とともに異なった問題として受理することも少なくない。子どもや家庭の情報や支援経過といった過去の記録は、新たな問題に対する判断や対応等に活かすことで、子どもに還元される必要がある。また、子どもの所属機関が変わる際、情報を的確に引き継ぎ、保持し続けられる機能面においても、市町村（支援拠点）における児童記録票の保管は重要である。

10. 支援の終結

市町村（支援拠点）は、相談を終結する場合、その理由を明確にし、記録に残しておく（日時、構成員、終結理由・根拠等）とともに（終結判断の目安（例）参考）、児童相談所を含めた関係機関が連携して対応していたケースの場合は、終結の方針を決定する前に、担当者間で遅延なく連絡・協議するなど、情報を共有し合意形成を図ることが重要である。また、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を通じて、関係機関に漏れなく終結することを報告する。

市町村（支援拠点）においては、支援計画の進行管理という意味からも、子どもの権利が守られているかという点を重視し、リスクアセスメントを行った上で一度終結し、新たに虐待等を疑わせる等の事実が出てきたら再度受理することも一つの方策である。

【要保護児童対策地域協議会による進行管理の終結判断の目安（例）】

- ① 虐待の疑いで、子どもの権利の観点から十分な調査した結果、支援の必要がないと判断したとき。
- ② 支援により状況が改善し、継続した支援の必要がないと判断したとき（解決の他、軽減、緩和も含む）。

※ 「とても安定している、情報の変化はほとんどない」状態が6か月以上続いた時点で情報収集し、変化がなければ終結とする。

ただし、虐待の緊急度が最重度・重度ケースは継続管理、特定妊婦及び乳児のケースは最低でも3歳まで継続管理を行うとともに、子育て世代包括支援センターや子どもが所属する地域の各支援機関、並びに保育所や幼稚園、学校等子どもが家庭外で生活する場がある場合は、これらの関係機関に対し、子どもや家庭に気になる事象が発生した場合は、遅滞なく要保護児童対策地域協議会に相談・通告を行うよう依頼する。

- ③ 心配要素はあるが、他機関での支援とケース管理ができ、引継ぎ終えたとき。
※ 支援・管理を依頼した関係機関には、状況が変化したときには連絡を入れてもらい、再受理・対応ができる旨を伝える。
- ④ 管轄外への転居（情報提供を行い、当該の自治体等へ移管する）。
- ⑤ 子どもが満18歳に達した場合で、必要に応じた適切な支援機関に引継ぎ終えたとき。
- ⑥ 養子縁組等により親子分離され、家庭復帰の可能性がない場合で、保護者支援が不要と判断されたとき。

- ⑦ 子どもが死亡したとき。
- ⑧ その他（相談種別の変更など）。

11. 転居への対応

(1) 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄する市町村等に通告し、ケースを移管する。この通告に関する取扱いについては、「3(1)初期対応の重要性」を参照すること。

ケース移管に当たっては、移管元の市町村は、支援を行っていた家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、移管先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。転居の場合、子どもへの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険が高いことを意識し、必要に応じて児童相談所も同席の上で引継ぎを行うこととし、できる限り移管先の担当者とコミュニケーションをとって詳細な調査の結果や判断を伝えるとともに、移管先の担当者の氏名やどのような内容を報告したのかを記録に残すべきである。さらに、必要に応じて、移管先の市町村等において移管先の児童相談所に引継ぎ状況の確認を行うこと。

また、移管元の市町村の要保護児童対策地域協議会において、対象となる子どものケース管理を行っていた場合は、移管先の市町村の要保護児童対策地域協議会においてもケース登録し、関係機関の連携・協力の下、必要な援助を継続すること。その際、自治体間の認識の差をなくす観点から、移管先の市町村は、ケース移管後、少なくとも1か月間は移管元の市町村の支援方針を継続し、1か月を経過した時点で、移管先の市町村は新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針を継続するか否かを判断すること。

【子どもの転居時における自治体相互間の連携】

- ・ 平成16年児童虐待防止法改正法により、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が法律上明記されたが、その具体的な内容としては、
 - ① 厚生労働省、内閣府、文部科学省、警察庁、法務省などの関係省庁間の連携や
 - ② 児童相談所、市町村、福祉事務所、NPO法人等の関係機関相互間の連携による横断的な施策の推進はもちろんのこと、
 - ③ 子どもの転居時における自治体相互間の連携も含まれるものである。
- ・ 各市町村においては、平成16年児童虐待防止法改正法の趣旨を踏まえた積極的な取組が求められている。

(2) 地方公共団体をまたがって虐待対応を行っていたケースが転居した場合などで、前住所の地方公共団体にケースの取扱状況等を照会した際に、個人情報保護条例を理由に協力を拒む事例が生じ、地方公共団体間の情報の交換・共有が課題となっていた。このため、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正す

る法律(平成 19 年法律第 73 号。以下「平成 19 年児童虐待防止法改正法」という。)」により、地方公共団体の機関は、市町村長等から子ども虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該市町村長等の情報利用に相当な理由があるときは、これを提供することができる旨が明確化された(児童虐待防止法第 13 条の4)。

さらに、子ども虐待が疑われるケースにおいて子どもや保護者的心身の状況、置かれている環境等の情報は、児童相談所や市町村が子どもの安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であるため、平成 28 年児童福祉法等改正法により、子ども虐待に係る情報を提供できる主体について、地方公共団体の機関のほか、子ども虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他子どもの医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者が追加された(児童虐待防止法第 13 条の4、平成 28 年 10 月 1 日施行)。ここで、歯科医師については、子ども虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、「その他子どもの医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者」に含まれる。これにより、地方公共団体間、地方公共団体と関係機関間の円滑な情報交換、情報共有が図られることが期待される。

第4節 特定妊婦の把握と支援

特定妊婦とは「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」と児童福祉法に規定されている。若年(10代)、精神科の受診歴、予期しない妊娠／計画していない妊娠、被虐待歴、経済的困窮、DVを受けているなど(別添10参照)、複数のリスク因子が複雑に絡み合い、出産後の養育が極めて困難となることが妊娠中から見込まれる妊婦のことである。

このため、母子保健担当、医療機関、支援拠点、福祉部局(生活保護、入院助産、母子生活支援施設、婦人相談、障害児・者福祉など)、児童相談所など、複数の関係機関が連携し、安全な出産と虐待をさせない環境づくりに向けた十分なニーズアセスメントに基づく支援が求められる。

また、妊娠中から虐待のリスクアセスメントと母子分離の判断を適時に要することが特徴であり、特に虐待の発生予防の観点から、妊娠期から出産直後又は出産後まもなくの母子分離の判断を要するケースについては、乳児の施設入所や里親委託、特別養子縁組等を視野に入れた児童相談所との連携が必要となる。

以上のこと踏まえ、市町村においては、母子保健を中心とした特定妊婦を確實に把握する体制を整備し、支援拠点は、特定妊婦の受理及び関係機関との調整、児童相談所との連携など必要な支援を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会において進行管理をしていくことが必要である。

1. 特定妊婦の把握

妊娠期からの切れ目のない支援を実施する市町村では、特定妊婦の把握において重視しなければならない機会の一つが、「妊娠届の受理時」である。妊娠届は、対面で受

け付け、受理することが基本であり、多くの市町村の母子保健担当の保健師は、妊娠届の受理時と母子健康手帳の交付時に、妊婦へのアンケートや個別面接を実施し、妊娠、出産に関わる不安や心配事の把握とともに、ハイリスク妊婦である特定妊婦をスクリーニングしている。妊娠届の提出時には、妊婦健康診査票の交付や、出産・育児のための準備教室（両親学級・母親学級）など、妊婦にとって有益なサービスや情報を得られるため、支援者との相談関係が取れやすい機会でもある。妊娠、出産、子育ての支援の入り口として保健師や助産師などの専門職が対応することが適切であり、子育て世代包括支援センターの役割としても非常に重要となる。

また、市町村が特定妊婦を把握する経路には、支援拠点や母子保健担当などに①妊婦本人からの相談、②医療機関からの情報提供、③親族からの相談、④児童相談所からの情報提供、⑤民生委員・児童委員（主任児童委員）、近隣住民、本人の知人などからの相談や、生活保護や婦人相談等の福祉部局への相談、胎児のきょうだいを支援している関係からの把握などが挙げられる。

一方で、子ども虐待による死亡事例等の検証結果の第12次報告（平成26年度）において、これまで「心中以外の虐待死」した人数は626人であり、そのうち、113人が生まれたその日（0日）に死亡している（心中以外の虐待死全体の18.1%、0歳児の死亡の39.9%）。また、0日で死亡した事例では、加害者の約9割が母親であり、第12次報告のみのデータであるが母子健康手帳未交付が8割、妊婦健康診査未受診が約9割といった背景となっている。これらの結果から、①妊娠中から積極的に市町村や医療機関等が関わらないと救えない命があること、②その母親は妊娠期から出産まで人とのつながりが希薄であることを示唆しており、市町村や医療機関で把握できていない特定妊婦をいかに把握していくかの認識を関係機関等と共有しておくことが必要である。

なお、こうした人とのつながりが希薄な妊婦の相談から市町村等につなげる活動を展開している民間相談機関もあるため、そのような機関との連携も重要である。

2. 特定妊婦への支援の留意点

(1) 特定妊婦への支援において、初めに行なうことは、生活基盤が安定しているかを確認することである。例えば、住む場所があるか、出産する医療機関は決まっているか、医療機関への受診や出産、育児用品など生活するために必要な費用を備えているか、家族はこの妊娠、出産に対して協力的であるかなどを確認する際に、その妊婦が語れるような問い合わせ方とタイミングで話を聴いていくことや、その応答時の表情、言葉の抑揚などの変化を繊細に感じ取ることが支援者には求められる。

衣食住の確保がなければ、妊娠、出産、子育てはたちまち困難となるため、経済的かつ精神的な支えとなるような具体的かつ現実的な支援の提供が、特定妊婦への支援の特徴である。

(2) 次に、安心して（怒られない、責められない）相談が受けられることである。個人差はあるものの、特定妊婦の多くが、精神的な傷つき体験があると考えられるため、出会った支援者から、十分に気持ちを受け止められ、尊重され、大切にされる体験となることが重要である。

- (3) また、出産後の子育てのつまずきを早期に把握し、子どもとその保護者に支援できるよう、支援計画に基づき、妊娠中より丁寧に関わり続けることが重要である。
- (4) さらに、妊娠、出産期は、精神的な落ち込みなどにより、育児への負担感が増大し、虐待リスクを高めてしまうことが多いため、支援に当たっては、地域の医療・保健・福祉のサービスを複合的かつ迅速に活用していく必要がある。
- (5) 例えば、特定妊婦には、DV被害を受けている妊婦、ストーカー被害を受けている妊婦、暴力団等からの暴力被害に怯えている妊婦などもいる。また、性的DV等の様々な理由で胎児を受け入れられずに胎児に危険が及ぶ行為に至っている妊婦、自死を望んでいる妊婦、精神的に混乱している妊婦などもいる。必要に応じて警察や精神保健と連携する必要がある。

3. 特定妊婦への具体的な支援

(1) 若年妊婦

10代での若年妊婦の場合、未婚、経済的基盤が弱い、周囲の協力が得られにくい、社会体験の乏しさ、喫煙（低出生体重児、早産、乳幼児突然死症候群、喘息などのリスクが高まる）や飲酒（胎児アルコール症候群と呼ばれる先天異常のリスクが高まる）などの健康リスクについて知識が乏しいなどの問題を抱えていることがある。このため、当該妊婦から、健康リスクや不適切な生活習慣の有無、出産や子育てに関する生活上困っていることの有無などを確認し、必要に応じて医療機関や関係機関と連携しながら、母体の健康管理を行うとともに、妊娠期の経過などを具体的に説明しつつ、安全な出産に備える必要がある。また、子ども用の備品等を用意する段取りを一緒に行う、各種子ども・子育て支援事業の紹介、養育支援訪問事業の活用など、具体的かつきめ細かな支援を行うことが重要である。

特に18歳未満での妊娠、出産の場合、高校等の学業の継続が難しく、結果的に中学校卒業の学歴となることが多いため、出産後の就労先の選択肢が狭まるなど、脆弱な経済基盤の悪循環を及ぼすおそれがあり、可能な限り学業の継続ができるよう学校との調整や、経済的自立のための支援も必要となる。また、妊婦が16歳未満であったり、子どもの父親が18歳未満である場合には、婚姻関係が成立しないことにも留意する必要がある。

(2) 精神的に不安定な妊婦

精神的に不安定な妊婦は、妊娠に伴う不安の訴えも多くなるため、妊婦の気持ちを良く傾聴し、不安軽減の支援が必要となる。妊娠中にうつ病を発症する場合もあるなど、特に精神科の既往がある場合には、産後うつ病のリスクが高まることと合わせ、精神科既往歴・現病歴、家族や周囲からの支援状況、夫（パートナー）との関係性の変化（DVを含む）などの把握が必要である。また、居宅介護（ホームヘルプ）などの障害福祉サービスや訪問看護などの利用も検討し、状況が悪化しないよう予防的な関わりが重要である。

精神疾患（気分障害、不安障害、統合失調症など）で治療継続中の妊婦は、妊娠中に精神疾患が再発・悪化する場合もあるため、妊娠中の健康管理について、産科と精神科との連携を図る支援が必要である。

また、十分なサポート体制がない中で、重い精神疾患を抱え、乳児を育てることは、困難となることが多い。その場合は、妊娠中より出産後の子どもとの分離を視野に入れ、本人と医療機関等の関係者とで十分な検討が必要となる。母子分離の方針の場合は、医療機関や児童相談所と共に、中・長期的な見通しも立てながら、妊婦本人からの同意を得ていく支援が必要となる。

(3) 経済的に不安定な妊婦

若年妊婦や、夫（パートナー）又は本人が就労していない場合は、経済的基盤が弱いことが多く、経済的問題から、妊娠、出産、子育ての時期を心理的に不安定な状態で過ごすことにもつながるおそれがある。本人を取り巻く家族の状況などを確認し、例えば、ひとり親家庭となる場合は、妊娠することで仕事を断たれることになったり、母子で居住できる住まいに転居する必要性が生じることもある。このため、母子生活支援施設や婦人相談、助産制度や生活保護といった福祉サービスなど、経済的な支援に関して適切に情報提供を行うとともに、必要に応じ各種手続を一緒に行うなどの支援が必要である。

(4) 予期しない妊娠／計画していない妊娠をした妊婦

予期しない妊娠／計画していない妊娠の場合は、親になる心構えや意識を持ちにくい場合もあり、社会的にも経済的にも多くのリスクを抱えての妊娠、出産、子育てとなる可能性が高い。特に、22週以降に妊娠の届出がなされた場合、何らかの事情で人工妊娠中絶ができない 22 週以降まで深く悩んでいた可能性もある。また、予定外の妊娠ではDVなど夫婦関係の問題も推測する必要がある。そのような場合、妊婦の話を傾聴し、妊娠、出産、子育ての問題を共に考えて整理し、一つの選択肢として、特別養子縁組や里親制度といった制度もあることを伝えるなど、解決方法を見出していく支援が必要となる。

(5) 妊娠が確定していない妊婦（産科未受診の妊婦）

本人や本人の家族、知人などにより、妊娠が疑われ、相談が開始される場合には、その妊婦との接触の方法から検討し、家庭訪問等の手段をとっても、確実に本人と会い妊娠の可能性を確認する必要がある。そのような妊婦の中には、妊娠を否認したり、保健師等の支援者が妊娠後期であると思われても、「人工妊娠中絶をする」と話すなど、妊娠そのものを受け入れられないことが多い。その結果、周囲からの支援に対し拒否的になるため、支援者との信頼関係を第一に考え、妊娠を否認する本人の気持ちを十分聴き、受け止めながら、医療機関へ同行受診をするなど、できるだけ早期に医師による妊娠の確定の説明を受けられるよう支援することが重要である。その上で、出産病院を決める、妊娠の届出や母子健康手帳の交付申請を促す、妊婦健康診査に同行する、妊娠の経過などを具体的に説明しつつ、安全な出産に備えるなどの支援が必要となる。

(6) 飛び込み分娩・自宅出産

飛び込み分娩の場合、支援の中心は医療機関となる。妊娠の届出がなく、母子健康手帳の未発行、妊婦健康診査の未健診（健診機会が少ない）といったことが多いことが特徴である。救急搬送され、事前情報が何もなく分娩が開始されるということは、極めてリスクの高い出産となり、胎児に危険が及ぶ行為の側面もあると認識

する必要がある。また、医師、助産師などの立ち合いもなく、インターネット等の情報のみで自宅出産し、救急搬送されることもある。このような妊婦や産婦を把握した医療機関は、できるだけ速やかに市町村又は児童相談所に通告し、通告を受けた市町村は、危機判断と迅速かつ的確な初期対応を行う必要がある。

(7) その他

- ① 妊婦自身に被虐待歴や生活歴・成育歴上の問題を抱える場合、機能不全家族の中で育ち、健康的な母親モデルが不在で、子どもへの接し方に自信が持てないことが多い。「自分も自分の母親と同じように産まれてくる子どもに虐待をしてしまうのではないか」という不安と葛藤も抱きやすい。親の協力を得られないばかりか、適切に他者の支援を求めるのも難しく、支援者との信頼関係を作ることが最優先課題となる。被虐待歴の影響には、解離性症状やトラウマによる症状が持続し、その苦痛を紛らわすためにアルコールや自傷行為といった問題を抱えたり、成人後のうつ病のリスクや自殺企図を繰り返すこともある。支援者は、被虐待歴のある妊婦は母子関係形成や愛着についての課題を持ちやすいことや、妊婦の子ども時代の体験から自尊感情や基本的信頼を持てないことが多いことを認識した上で、妊婦を尊重し、共感的で一貫性のある支援が重要である。
- ② 不妊治療による妊娠の場合、高齢や多胎などの妊娠合併症リスクを上昇させる要因を有していることが多い。不妊治療により妊娠した妊婦の中には「治療までして妊娠したのだから」と妊娠や子育てに伴うつらさや不安、不快感などを表出できないことがあるので、丁寧な対応や情報提供が重要である。
- ③ 未婚又はパートナーがいない、家庭内暴力を受けている、親の援助がないなど妊婦に協力者がいない場合、妊婦は心理的不安を抱きながら妊娠、出産を迎えることになる。妊婦が持つ不安に対しては、何を不安に思っているのかを傾聴し、必要な場合には、市町村保健センターの保健師による妊婦面接や妊婦訪問を行うなど、妊婦が安心して出産を迎えられるように支援する。保護が必要な場合など必要に応じて婦人相談窓口などを紹介する。

4. 医療機関との連携

特定妊婦への支援において、特定妊婦の把握、医学的見地からの心身の母体管理、安全な出産への支援、出産後の母子への実践的アプローチなど、医療機関の果たす役割は極めて重要である。医療機関と市町村の連絡体制は、既に母子保健を中心として、情報連絡システムが整備されているところもあり、このシステムを特定妊婦の支援にも活用し、その後の子どもの支援へつなげていくことが重要である。

また、精神疾患のみならず、妊娠前より何らかの疾患有している「合併症妊娠」の場合も、疾患の治療と妊娠の両方の管理が必要となるため、必要に応じて医療機関間の連携を図ることが望ましい。

なお、平成 28 年児童福祉法等改正法において、医療機関が、支援を要する妊婦を把握した場合には、市町村への情報提供に努めることとされた。詳しくは、第 5 章第 15 節を参照されたい。

第5節 関係機関との連絡調整

1. 関係機関との連携の重要性

子ども虐待のみならず、関係機関と連携し、社会資源を有効に活用することは市町村の支援において重要な役割を果たす。日頃から関係機関との連携を構築し、関係機関にも子どもの権利擁護の重要性を認識してもらう必要がある。

- (1) 子どもの権利擁護のための子ども家庭支援を行うに当たり、市町村と都道府県(児童相談所など)との緊密な連携・協力を確保していくことは当然必要であるが、子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。そのためには、児童相談所、福祉事務所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、障害児・者相談支援事業所、障害児通所支援事業所、発達障害者支援センター、児童福祉施設、里親、民生委員・児童委員（主任児童委員）、児童家庭支援センター、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、社会福祉協議会等福祉分野の機関のみならず、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、医療機関、学校、教育委員会、警察、法務局、人権擁護委員、民間団体、公共職業安定所等種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である。
- (2) こうした関係機関の円滑な連携を図るためにには、これらの機関の機能や仕組及び関連制度等について的確に把握するとともに、児童相談所の機能や仕組等についても関係機関の理解を求める等、各機関の相互理解に基づく一体的な連携が重要である。
- (3) 複数の機関が連携しながら支援を進める場合、ケースの進捗状況や支援の適否、問題点、課題等について、特定の機関が責任をもって把握、分析、調整等（ケースマネジメント）を行う必要があるが、どの機関がこれを行うのか常に明らかにしておく必要がある。
どの機関が責任を持ってケースの進捗状況等の把握、分析、調整等を行っているかについては、例えば、個別ケース検討会議など要保護児童対策地域協議会を活用することが考えられる。
- (4) 特に連携の不備が許されない虐待対応の場合は、関係機関が一堂に会し、情報交換を行うとともに、共通の認識に立ってそれぞれの役割分担を協議する等、各関係機関が連携しながら早期発見並びに効果的対応を図ることが極めて重要である。
- (5) また、虐待の早期発見については、子どもの福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の子どもの福祉に業務上関係のある団体も子ども虐待の早期発見に責任を負うこととされているため、子どもの権利に関する意識を高め、関係機関等に対し、通告はためらうことなく、幅広く行うよう依頼することも必要である。
- (6) さらに、虐待の発生予防のためには、支援を要する妊婦、子ども及びその保護者への積極的なアプローチが必要であり、こうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。

このため、平成 28 年児童福祉法等改正法において、支援を要する妊婦等に日頃から接する機会の多い、医療機関、児童福祉施設、学校等が、支援を要する妊婦、子ども及びその保護者を把握した場合には、市町村への情報提供に努めることとされた。これにより、医療機関、児童福祉施設、学校等が要支援児童等（特定妊婦を含む）に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことを規定しており、関係機関に周知する必要がある。

また、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならない。

さらに、この情報提供は、児童福祉法の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないこととされている（児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項及び第 2 項、平成 28 年 10 月 1 日施行）。

なお、歯科医師については、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の「その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれ、当該規定による情報提供の主体とされた。

これらを踏まえ、関係機関等に対し、当該情報提供に係る規定の内容を周知し、積極的な情報提供を依頼することも必要である。

(7) 関係機関等から市町村、児童相談所等への子ども虐待に係る情報提供については、平成 28 年児童福祉法等改正法により、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から子ども虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該市町村長、児童相談所長等が子ども虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る子ども等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされている（児童虐待防止法第 13 条の 4、平成 28 年 10 月 1 日施行）。

なお、歯科医師については、子ども虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、児童虐待防止法第 4 条第 2 項及び第 5 条第 1 項における「その他児童の福祉に職務上関係のある者」と同様、「その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

これにより、これらの機関等は、原則として、守秘義務に違反することなく、子ども虐待に係る情報を提供することができる。また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の

同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている（個人情報保護法第16条及び第23条）。しかしながら、

「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児童虐待防止法第13条の4に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外使用または第三者提供禁止の除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められていることが一般的であり、児童虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は法令に定めがあるときに該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならない。

児童虐待防止法（平成12年法律第82号）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他の

児童の医療、福祉又は教育に関する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(8) なお、個々のケースに関して他の機関に照会する等の場合には、子どもや保護者等の了解を得ることを基本とし、やむを得ずこうした了解が得られない場合においても、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意しながら、子どもの最善の利益を優先して考慮した対応を図る。

(9) また、個別ケースに関する支援方針の策定に当たっては、民間団体を含め、様々な連携する関係機関等の意見を十分に踏まえるとともに、関係者による事後的な評価に努める。

(10) 関係機関等から個別のケースに関する情報提供を求められた場合には、文書によるやりとりを基本とするなど、プライバシーの保護に十分配慮しながら、協力する。

(11) なお、市町村は、児童福祉の理念に基づいた地域行政の推進の観点から、子ども家庭相談から得られた知見を関係機関等に対し、積極的に提供することが期待されているところである。

2. 要保護児童対策地域協議会の活用

要保護児童対策地域協議会の対象ケースに関しては、進行管理を行う会議など実務者会議等を通じて、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関する情報の交換及び共有や支援内容の協議等を行う要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。特に、多機関連携においては、常に子どもの権利を意識したアセスメントや支援計画を共有し、すべての機関において、子どもの権利擁護の考えを浸透させ、それに基づく評価を行うことが求められる。

市町村（支援拠点）は、要保護児童対策地域協議会に参加する多くの関係機関の役割や責務を明確にし、その機能を最大限に発揮できるよう、あらゆる場面で調整力を発揮し、地域の総合力を高めていくことが求められている。また、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、児童福祉法第25条の2第5項に基づく、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められる。

3. 児童相談所との協働、連携の必要性

- (1) 市町村（支援拠点）と児童相談所は、個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を行うこととし、定例的に情報交換や連絡調整の機会を設けるなど、日頃から良好なコミュニケーションを図る必要がある。
- (2) また、ケースが関係機関の隙間に落ちたり、責任の所在が曖昧になることを防ぐため、必ず主担当機関を定め、緊密な連携のもとに援助又は支援を行う。その際、ケース対応に関する共通理解や問題認識の共有、円滑な情報共有を図り、遅延なく初期対応に当たる必要がある。その後のケース対応においても、児童相談所と認識を共有しながら、相互の意見が違ったときに、ケースの客観的な見立ての見直しを行う。

4. 他関係機関、地域における各種協議会等との連携

市町村（支援拠点）は、子どもの権利を守るために支援業務を円滑かつ効率的に実施するために、保健所、市町村保健センター、民生委員・児童委員（主任児童委員）、教育委員会、学校、医療機関、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設・里親、養子縁組家庭、地域子ども・子育て支援事業実施機関、障害児・者相談支援事業所、障害児通所支援事業所、発達障害者支援センター、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、警察、少年サポートセンター、子ども・若者支援地域協議会、（地域自立支援）協議会その他地域の関係機関、地域における各種協議会等との連携の確保に努める。

第6節 その他の必要な支援

1. 一時保護又は施設入所等の措置解除前後の支援（アフターケア）

児童相談所が一時保護又は施設入所等の措置を解除した後の子ども等が、新しい生活環境の下で安定した生活を継続していくために、児童相談所は、解除前の早い段階

から、市町村（支援拠点）に必要な情報を提供するとともに、家庭復帰について協議することが必要である。このため、解除前に児童相談所と市町村（支援拠点）並びに関係機関とで個別ケース検討会議を開催する必要がある。

また、市町村（支援拠点）は、児童相談所と十分に連携を図り、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会（進行管理を行う会議など実務者会議等）の活用などにより、子どもや家族からの相談や定期的な訪問等を行うなどのアフターケアを行う。

（1）措置されている子どもの家族への支援

市町村（支援拠点）等は、児童福祉施設と十分連携を図りつつ、保護者から分離されて里親委託等の措置をされている子どもの状況を把握し、地域で生活している保護者や家族、きょうだいの状況を把握するとともに、子どもとの関係構築のための支援を行う必要がある。その支援を継続しながら、子どもが里親委託等の措置が解除されるに当たっては、新たな関係性を構築できるような支援を行う必要がある。

（2）施設退所後の支援（アフターケア）

① アフターケアの概要

子どもが施設や里親から家庭等に戻った場合は、新しい関係性の構築が必要である。子どもがいない状況での生活に子どもが戻ることは家族関係に大きな変化をもたらす。分離されているときには一見良好に見える関係も、同居することによって様々な問題が生じ、中には取り返しがつかなくなることさえある。措置解除後に自宅に戻った時期は非常に重要な時期と捉え、集中的に支援を行うべきである。

乳幼児の場合は、保育所の優先入所の配慮や、養育支援訪問事業等の保護者に対する継続的な子育て支援により、家庭の養育力の向上を図ることが必要になることも多い。また、年長の子どもが新しい生活環境の下で就学や就職をする際には、新たな人間関係を構築することなどに対し、子どもも保護者も不安感を抱えており、集中的な支援が必要となる。

また、自立時に措置解除になった場合、就学や就職に子ども本人が初期には意欲的であっても、家庭等に問題がある場合には、不適応が生じるおそれがあり、支援を行いながらフォローしていく必要がある。

社会生活の場面での些細なつまずきが、その後の安定した生活を妨げることも多いので、アフターケアの体制を整備することが重要である。

② 市町村（支援拠点）が行うアフターケア

市町村（支援拠点）は、分離された子どもの保護者や家族を継続的に支援することにより、親子関係再構築に重要な役割を果たすことができる。措置を行った児童相談所と連携し、親子関係再構築支援を協働して行うことにより、アフターケアに関しても支援が継続して行える状況となる。子どもはもちろん、保護者にとっても措置解除を理想的に考えがちであるが、新たな関係を構築することはそれほど容易ではない。子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるよう、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会の活用などにより、子どもに対し相談や定期的な訪問等による子どもと保護者が新しい関係を構築する支援を行うとともに、家族等に対しても精神的な支援や経済的支援を行い、家族が抱え

ている問題の軽減化を図ることにより、子どもの生活環境の改善に努める。

自立時に措置解除になった子どもが直ちに社会的に自立することは容易ではなく、関係機関と連携を図りつつ、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の支援を行っていくことが必要である。関係機関との連携については、第5章を参照されたい。

③ 児童相談所が行うアフターケアへの協力

児童相談所は、子どもが施設入所等の措置解除後、必要に応じて児童福祉司指導等の措置（児童福祉法第27条第1項第2号）をとることができる。この措置は、子ども又はその保護者を対象としたものであり、ケースの内容に応じて適当な児童福祉司が担当となり、家庭環境の調整や人間関係の調整等を行うものである。また、平成28年児童福祉法等改正法により、当該措置の委託先として市町村が追加され、市町村指導を実施することが可能とされた。児童相談所が措置として構築する枠組みの中で市町村が適切な支援を行うことが求められる。

市町村（支援拠点）は、児童相談所と十分な連携を図り、市町村による支援等を実施するほか、指導措置の委託がなされない場合であっても、児童相談所によるアフターケアをサポートするとともに、児童相談所によるアフターケア終了後の継続的な支援体制についても検討する必要がある。

法的にも、平成28年児童福祉法等改正法では、都道府県知事は、子ども虐待を受けた子どもについて採られた施設入所等の措置等を解除するとき又は当該子どもが一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該子どもの安全の確認を行うとともに、当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な支援を行うこととされた（児童虐待防止法第13条の2、平成28年10月1日施行）ため、市町村（支援拠点）は都道府県と緊密な連携を図りつつ、都道府県が行う子どもの安全確認、相談対応等の支援に協力することが求められる。

④ 施設等が行うアフターケアへの協力

施設が独自に退所した子どものアフターケアを行う場合は、子どもへの支援に関してはケース内容も十分把握できているので、問題等への対応も的確に行うことができる。一方、施設等は地域で生活していた家族に関する情報が少なかったり、把握ができていないこともある。退所前から施設と市町村（支援拠点）が連携して地域での生活が円滑に行われるような支援を行う必要がある。

また、平成28年児童福祉法等改正法では、乳児院、児童養護施設等施設の長及び里親等は、施設に入所し、又は里親等に委託された子ども及びその保護者に対して、関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子関係再構築のための支援等を行うこととされた（児童福祉法第48条の3、平成28年10月1日施行）ため、市町村（支援拠点）は、乳児院、児童養護施設、里親等と緊密な連携を図りつつ、これらが行う親子関係再構築のための支援等に協力することが求められる。

2. 里親、養子縁組家庭への支援

子どもを養育している里親、養子縁組里親の家庭や養子縁組家庭が、地域において

社会的につながりを持ち、孤立しないために、市町村（支援拠点）は、地域の社会資源の活用や、役所の手続が円滑に進むよう、児童相談所や関係機関と連携して必要な支援を行う。

3. 「居住実態が把握できない児童」への対応

(1) 市町村の役割

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスは、子どもの健康状態や保護者の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会である同時に、子どもの健やかに成長に欠かせないものであり、勧奨を実施したにもかかわらず連絡・接触が取れず、これらを受けていない家庭では、受けている家庭より虐待発生のリスクが高いものと考えられる。

「居住実態が把握できない児童」については、市町村内及び市町村間の情報共有と連携のあり方等に係る具体的な留意事項をまとめた「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日総務省、文部科学省及び厚生労働省連名通知。以下「三省連名通知」という。）を発出するとともに、平成26年度から毎年、各市町村の取組状況を把握するための実態調査を実施しており、各市町村においては、これらに基づき、当該子どもの所在及び安全（以下「所在等」という。）の確認に適切に取り組むことが求められる。

(2) 対象児童

市町村は、当該市町村には住民票があるが、乳幼児健康診査が未受診等で電話や家庭訪問等による連絡が取れない子ども（以下の①～③のいずれかに該当）であって、市町村が所在等の確認が必要と判断した子ども（以下「対象児童」という。）について、目視による確認、出入（帰）国記録の確認等により所在等を確認する。

- ① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、連絡・接触ができない家庭に属する子ども
- ② 市町村の子ども家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付や児童手当、児童扶養手当等の子どもを対象とした手当（市町村独自の手当も含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている子どものいる家庭のうち、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、連絡・接触ができないため、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属する子ども
- ③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務（注）の過程で把握した子どものうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携してもなお電話、文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない家庭に属する子ども
(注) 学校において行う事務や、就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続に係る事務も含む。

保護者と連絡が取れている場合であっても、保護者の言動その他客観的な状況に鑑みて所在等の確認が必要と判断した子どもや、これまで行ってきた支援の状況等

から市町村において早急に確認する必要があると判断した子どもについては、所在等の確認が取れない期間や保護者との連絡・接触の状況にかかわらず、所在等の確認に取り組む。

(3) 所在等の確認のための具体的取組

① 住所地市町村における取組

対象児童が記録されている住民基本台帳を備える市町村（以下「住所地市町村」という。）において、「居住実態が把握できない児童」を担当する部門（以下「居所不明児童担当部門」という。）を定めるとともに、住所地市町村の住民基本台帳部門、母子保健・児童福祉部門、教育委員会等において対象児童が確認された場合には、把握できなくなった理由や背景等の情報を整理し、住所地市町村の居所不明児童担当部門における一元的な情報の集約・整理や、庁内の関係部門間での情報共有の徹底を図る。

「平成 27 年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果」（以下、「平成 27 年度調査結果」という。）によれば、海外への出国確認以外で所在等が確認できた子どものうち、約 8 割の子どもについて同一市町村内の関係部署による家庭訪問及び情報共有によって確認ができたことが判明している。

対象児童を把握した場合は、居所不明児童担当部門が中心となり、関係部署が連携して頻回な家庭訪問を実施するとともに、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の受給状況等に係る調査、住民基本台帳、戸籍等から判明した親族、近隣住民等への調査等により情報収集を行う。

必要に応じて医療機関、教育機関、児童相談所、警察等関係機関の協力を通じて、当該子どもに関する情報収集及び所在等の把握に努める。なお、関係機関との情報共有については、守秘義務や個人情報保護の観点から、要保護児童対策地域協議会の活用を積極的に検討する。

市町村による情報収集の結果、虐待のおそれがあり、児童相談所の対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に対して、出頭要求や臨検・捜索等の活用も含め、子どもの安全確認・安全確保のための対応を求める。

市町村の情報収集や児童相談所の対応状況から、対象児童の所在不明の理由が判然とせず、何らかの事件に巻き込まれている疑いが認められるなど、緊急の対応が必要と考えられる場合には、速やかに警察に相談し、連携して所在等の確認に努める。

平成 27 年度調査結果によれば、所在等が確認できた子どもの約半数について、東京入国管理局に対する照会により、海外への出国事実が判明しているため、対象児童を把握した場合は、早期の段階から海外出国の可能性を考慮しつつ、積極的に東京入国管理局に対する出入（帰）国記録の照会を行う。

対象児童として把握し、所在等を確認するため情報収集、支援に向けた検討等を行っている家庭が他の市町村に転出したことを把握した場合は、転出先の市町村に対して所在等の確認を依頼するとともに、当該子どもに対する円滑な支援がなされるよう、迅速かつ確実に情報提供を行う。

② 居所市町村における取組

保健・福祉サービスの申込み、幼稚園・義務教育諸学校への就園・就学に関する相談、手続き等を通じて、他の市町村に住民票を残して当該市町村に居所を移している子どもを把握した場合には、居所の属する市町村（以下「居所市町村」という。）において、その保護者に対して、転入手続に関する相談、助言等を行う。

居所市町村は、DVにより避難しているなど配慮が必要な場合を除き、住民基本台帳部門、母子保健・児童福祉部門、教育委員会等との間で当該子どもの居住状況について情報共有を行うほか、関係部署がそれぞれ住所地市町村に連絡し、当該子どもの生育歴、保健・福祉サービス等の提供履歴等当該家庭への支援に必要となる情報の提供を受ける。その上で、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして関係機関において支援の必要性及び方針・内容を検討する。

③ その他

上記のほか、「居住実態が把握できない児童」に関する市町村内及び市町村間の情報共有と連携のあり方等に係る具体的な留意事項については、三省連名通知を参照されたい。